

那霸市公報

第1540号

毎月2回 1, 15日発行
発 行 所
那霸市泉崎1丁目1番1号
那霸市総務部総務課

目 次

条 例

○那霸市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（人事課）	626
○那霸市特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（人事課）	653
○那霸市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例（議会事務局庶務課）	655

規 則

○那霸市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（人事課）	657
○那霸市現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（人事課）	659
○那霸市職員の給与に関する条例及び那霸市立病院企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例付則第4項及び第7項から第9項までの規定による給料等に関する規則の一部を改正する規則（人事課）	665

告 示

○平成22年（2010年）11月那霸市議会臨時会に付議する事件の追加告示について（総務課）	671
○平成22年（2010年）11月那霸市議会臨時会に付議する事件の追加告示について（総務課）	671
○平成22年（2010年）12月那霸市議会定例会の招集について（総務課）	672
○那霸市非常勤職員要綱の一部を改正する要綱について（人事課）	672
○那霸市庁舎等清掃業務及び警備業務委託競争入札参加者資格等に関する要綱の一部を改正する要綱（管財課）	673
○平成22年度上半期那霸市の財政（平成22年9月30日現在）（財政課）	

公 告

○住民票の職権削除の公示について（市民課）	689
○宅地（保留地）の一般公開抽選処分について（区画整理課長）	690
○那覇市物品購入等入札参加資格審査申請について（管財課）	690
○平成23年度及び平成24年度那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託制限付一般競争入札参加資格者登録申請受付について（管財課）	691
○平成23・24年度那覇市発注建設工事等の競争入札参加資格審査申請の受付について（契約検査室）	692

選挙管理委員会告示

○直接請求に要する選挙権を有する者の数について	693
-------------------------	-----

上下水道局告示

○那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について（上下水道局総務課）	693
○那覇市排水設備指定工事店の新規指定について（上下水道局総務課）	694
○那覇市排水設備指定工事店の新規指定について（上下水道局総務課）	694
○那覇市排水設備指定工事店の異動について（上下水道局総務課）	695

上下水道局公告

○平成23・24年度那覇市上下水道局発注水道施設工事等の競争入札参加資格取得申請の受付について（上下水道局契約検査課）	696
---	-----

条 例

那覇市条例第27号

平成22年11月29日

公 布 済

那覇市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那霸市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(那霸市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 那霸市職員の給与に関する条例(昭和58年那霸市条例第10号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(期末手当) 第26条 期末手当は、5月31日及び11月30日(以下この条から第26条の3までにおいて、これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の翌日から起算して15日を超えない範囲内において規則で定める日(次条及び第26条の3において、これらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日の属する月に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員(第29条第6項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。)についても同様とする。	(期末手当) 第26条 期末手当は、5月31日及び11月30日(以下この条から第26条の3まで及び付則第13項第3号において、これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の翌日から起算して15日を超えない範囲内において規則で定める日(次条及び第26条の3において、これらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日の属する月に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員(第29条第6項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。)についても同様とする。
2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の125、12月に支給する場合においては <u>100分の150</u> を乗じて得た額(職務の級が6級以上である職員及びこれに相当するものとして規則で定める職員(以下「管理職員」という。)にあっては、6月に支給する場合においては100分の105、12月に支給する場合においては <u>100分の130</u> を乗じて得た額)に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) [略]	2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の125、12月に支給する場合においては <u>100分の135</u> を乗じて得た額(職務の級が6級以上である職員及びこれに相当するものとして規則で定める職員(以下「管理職員」という。)にあっては、6月に支給する場合においては100分の105、12月に支給する場合においては <u>100分の115</u> を乗じて得た額)に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) [略]
3 前項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在)	3 前項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在)

において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

4~5 [略]

(勤勉手当)

第26条の4 勤勉手当は、5月31日及び11月30日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の翌日から起算して15日を超えない範囲内において規則で定める日に支給する。これらの基準日の属する月に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、その者に所属する前項の職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の70(管理職員にあっては、100分の90)を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3~5 [略]

付 則

付則第13項第3号において同じ。)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

4~5 [略]

(勤勉手当)

第26条の4 勤勉手当は、5月31日及び11月30日(以下この条及び付則第13項第4号においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それ基準日の翌日から起算して15日を超えない範囲内において規則で定める日に支給する。これらの基準日の属する月に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、その者に所属する前項の職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び付則第13項第4号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の65(管理職員にあっては、100分の85)を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3~5 [略]

付 則

13 当分の間、行政職給料表、医療職給料表(2)又は医療職給料表(3)の適用を受ける職員のうち、その職務の級が6級以

上であるもの(その号給がその職務の級における最低の号給である職員を除く。以下「特定職員」という。)に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- (1) 給料月額 当該特定職員の給料月額に100分の0.2を乗じて得た額
- (2) 地域手当 当該特定職員の給料月額に対する地域手当の月額に100分の0.2を乗じて得た額
- (3) 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額(第26条第4項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額)に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、100分の0.2を乗じて得た額
- (4) 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額(第26条の4第4項において準用する第26条第4項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額。付則第16項において「勤勉手当減額対象額」という。)に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第26条の4第2項前段に規定する割合を乗じて得た額に、100分の0.2を乗じて得た額

(5) 第29条第1項から第4項まで又は第6項の規定により支給される給与 当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 第29条第1項 前各号に定める額
イ 第29条第2項又は第4項 第1号から第3号までに定める額に、当該各項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

ウ 第29条第3項 第1号及び第2号に定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

エ 第29条第6項 第3号に定める額に、同項の規定により、同条第2項又は第4項の例により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

14 前項に規定するもののほか、特定職員以外の職員が月の初日以外の日に特定職員となった場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

15 特定職員についての第3条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、第2条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額に100分の0.2を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

16 付則第13項の規定が適用される間、第26条の4第2項後段において超えてはならないとされる額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した額から、同項に規定する職員のうち特定職員であるものの勤勉手当減額対

[別表第1 別記] [別表第2 別記]	<u>象額に100分の0.17を乗じて得た額の 総額に相当する額を減じた額とする。</u> [別表第1 別記] [別表第2 別記]
備考	
1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。	
2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

[改正前 別記]

別表第1(第8条関係)

行政職給料表

職務の級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額	4級 給料月額	5級 給料月額	6級 給料月額	7級 給料月額	8級 給料月額
	[略]	円	円	円	円	円	円	円
1		185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200	<u>413,700</u>
2		187,600	224,800	264,000	291,500	322,900	368,800	<u>416,200</u>
3		189,400	226,700	266,000	293,800	325,200	371,400	<u>418,700</u>
4		191,200	228,500	268,100	296,100	327,500	374,000	<u>421,200</u>
5		192,800	230,200	270,200	298,200	329,800	<u>376,600</u>	<u>423,500</u>
6		194,600	232,100	272,300	300,500	331,900	<u>379,200</u>	<u>425,900</u>
7		196,400	234,000	274,400	302,800	334,100	<u>381,800</u>	<u>428,300</u>
8		198,200	235,800	276,500	305,100	336,300	<u>384,400</u>	<u>430,700</u>
9		200,000	237,500	278,600	307,300	338,600	<u>387,000</u>	<u>433,000</u>
10		201,800	239,400	280,700	309,600	340,800	<u>389,700</u>	<u>435,300</u>
11		203,600	241,200	282,800	311,900	343,000	<u>392,400</u>	<u>437,600</u>
12		205,400	243,100	284,900	314,200	345,200	<u>395,100</u>	<u>439,800</u>
13		207,000	244,900	287,000	316,400	347,200	<u>397,700</u>	<u>442,000</u>
14		208,900	246,800	289,100	318,600	349,300	<u>400,000</u>	<u>444,000</u>
15		210,800	248,600	291,200	320,800	351,400	<u>402,400</u>	<u>446,000</u>
16		212,700	250,400	293,300	323,000	353,500	<u>404,800</u>	<u>448,000</u>
17		214,600	252,200	295,400	325,200	<u>355,700</u>	<u>407,100</u>	<u>450,000</u>
18		216,500	254,200	297,500	327,300	<u>357,700</u>	<u>409,200</u>	<u>451,800</u>
19		218,400	256,200	299,600	329,400	<u>359,700</u>	<u>411,300</u>	<u>453,600</u>
20		220,300	258,200	301,700	331,400	<u>361,700</u>	<u>413,400</u>	<u>455,400</u>
21		222,000	260,100	303,800	333,500	<u>363,800</u>	<u>415,500</u>	<u>457,200</u>
22		223,900	262,000	305,900	335,600	<u>365,700</u>	<u>417,500</u>	<u>458,700</u>
23		225,800	263,900	308,000	337,700	<u>367,700</u>	<u>419,500</u>	<u>460,200</u>
24		227,700	265,700	310,100	339,800	<u>369,700</u>	<u>421,500</u>	<u>461,700</u>
25		229,300	267,700	312,100	<u>341,700</u>	<u>371,800</u>	<u>423,600</u>	<u>463,200</u>
26		231,100	269,600	314,200	<u>343,700</u>	<u>373,800</u>	<u>425,200</u>	<u>464,600</u>

27		232,800	271,500	316,300	345,700	375,800	426,800	466,000
28		234,600	273,400	318,400	347,700	377,800	428,400	467,400
29		236,100	275,300	320,400	349,600	379,800	430,100	468,600
30		237,600	277,200	322,500	351,500	381,700	431,400	469,400
31		239,100	279,100	324,600	353,400	383,600	432,700	470,200
32		240,600	281,000	326,700	355,300	385,500	434,000	471,000
33		242,100	282,700	328,600	357,200	387,300	435,300	471,800
34		243,600	284,600	330,600	359,000	389,000	436,600	472,600
35		245,100	286,500	332,700	360,800	390,700	437,900	473,400
36		246,700	288,400	334,800	362,600	392,400	439,100	474,200
37		248,000	290,100	336,700	364,500	394,100	440,400	475,000
38		249,600	291,900	338,700	365,900	395,300	441,300	475,800
39		251,200	293,700	340,700	367,400	396,500	442,200	476,600
40		252,800	295,500	342,700	368,900	397,700	443,100	477,400
41		254,200	297,400	344,600	370,400	398,900	443,900	478,200
42		255,600	299,100	346,500	371,600	400,100	444,700	478,900
43		257,000	300,800	348,400	372,800	401,300	445,500	479,700
44		258,400	302,500	350,300	374,000	402,500	446,300	480,500
45		259,700	304,200	352,200	375,000	403,500	447,100	481,300
46		261,100	305,900	353,800	375,900	404,200	447,900	
47		262,500	307,600	355,400	376,800	404,900	448,700	
48		263,900	309,300	357,000	377,700	405,600	449,500	
49		265,200	310,800	358,700	378,700	406,400	450,100	
50		266,400	312,400	359,900	379,500	407,100	450,900	
51		267,700	314,000	361,100	380,300	407,800	451,700	
52		269,000	315,600	362,300	381,100	408,500	452,500	
53		270,100	317,300	363,300	382,000	409,300	453,100	
54		271,400	318,900	364,400	382,700	410,000	453,900	
55		272,700	320,500	365,400	383,400	410,700	454,700	
56		274,000	322,100	366,500	384,100	411,400	455,500	
57		275,200	323,600	367,400	384,800	412,100	456,100	
58		276,300	324,800	368,100	385,500	412,800	456,900	
59		277,400	326,000	368,800	386,200	413,500	457,700	
60		278,500	327,200	369,500	386,900	414,200	458,500	
61		279,700	328,300	370,100	387,400	414,800	459,100	
62		280,700	329,300	370,800	388,100	415,500		
63		281,700	330,200	371,500	388,800	416,200		
64		282,700	331,200	372,200	389,500	416,900		
65		283,700	332,100	372,700	390,000	417,400		
66		284,600	332,900	373,400	390,700	418,000		
67		285,500	333,700	374,100	391,400	418,700		
68		286,400	334,500	374,800	392,100	419,400		

69		287,400	335,400	375,300	392,600	419,900		
70		288,200	336,100	376,000	393,300	420,600		
71		289,000	336,800	376,700	394,000	421,300		
72		289,800	337,500	377,400	394,700	422,000		
73		290,600	338,000	377,900	395,200	422,500		
74		291,100	338,600	378,600	395,900	423,200		
75		291,600	339,200	379,300	396,600	423,900		
76		292,100	339,800	380,000	397,300	424,600		
77		292,500	340,200	380,500	397,800	425,100		
78		292,900	340,700	381,100	398,500			
79		293,300	341,200	381,700	399,200			
80		293,700	341,700	382,300	399,900			
81		294,000	342,200	383,000	400,400			
82		294,400	342,700	383,600	401,100			
83		294,800	343,200	384,200	401,800			
84		295,200	343,700	384,800	402,500			
85		295,500	344,200	385,500	403,000			
86		295,900	344,700	386,100				
87		296,300	345,200	386,700				
88		296,700	345,700	387,300				
89		297,000	346,100	388,000				
90		297,400	346,600	388,600				
91		297,800	347,100	389,200				
92		298,200	347,600	389,800				
93		298,400	347,900	390,500				
94		298,800	348,400					
95		299,200	348,900					
96		299,600	349,400					
97		299,800	349,700					
98		300,200	350,200					
99		300,600	350,700					
100		301,000	351,200					
101		301,200	351,500					
102		301,600	351,900					
103		302,000	352,300					
104		302,400	352,700					
105		302,600	353,200					
106		303,000	353,600					
107		303,400	354,000					
108		303,800	354,400					
109		304,000	354,900					
110		304,400	355,300					

111		304,800	355,700					
112		305,200	356,100					
113		305,400	356,600					
114		305,800						
115		306,200						
116		306,600						
117		306,800						
118		307,100						
119		307,400						
120		307,700						
121		308,100						
122		308,400						
123		308,700						
124		309,000						
125		309,400						

備考 [略]

[改正後 別記]

別表第1(第8条関係)

行政職給料表

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	[略]	円	円	円	円	円	円	円
1		185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200	413,000
2		187,600	224,800	264,000	291,500	322,900	368,800	415,500
3		189,400	226,700	266,000	293,800	325,200	371,400	418,000
4		191,200	228,500	268,100	296,100	327,500	374,000	420,500
5		192,800	230,200	270,200	298,200	329,800	376,300	422,800
6		194,600	232,100	272,300	300,500	331,900	378,800	425,200
7		196,400	234,000	274,400	302,800	334,100	381,300	427,600
8		198,200	235,800	276,500	305,100	336,300	383,800	430,000
9		200,000	237,500	278,600	307,300	338,600	386,400	432,300
10		201,800	239,400	280,700	309,600	340,800	389,100	434,600
11		203,600	241,200	282,800	311,900	343,000	391,800	436,900
12		205,400	243,100	284,900	314,200	345,200	394,500	439,100
13		207,000	244,900	287,000	316,400	347,200	397,100	441,300
14		208,900	246,800	289,100	318,600	349,300	399,400	443,300
15		210,800	248,600	291,200	320,800	351,400	401,700	445,300
16		212,700	250,400	293,300	323,000	353,500	404,100	447,300
17		214,600	252,200	295,400	325,200	355,500	406,400	449,300
18		216,500	254,200	297,500	327,300	357,500	408,500	451,100
19		218,400	256,200	299,600	329,400	359,500	410,600	452,900
20		220,300	258,200	301,700	331,400	361,400	412,700	454,700

21		222,000	260,100	303,800	333,500	363,500	414,800	456,500
22		223,900	262,000	305,900	335,600	365,400	416,800	458,000
23		225,800	263,900	308,000	337,700	367,400	418,800	459,500
24		227,700	265,700	310,100	339,800	369,400	420,800	461,000
25		229,300	267,700	312,100	341,500	371,500	422,900	462,500
26		231,100	269,600	314,200	343,500	373,500	424,500	463,900
27		232,800	271,500	316,300	345,500	375,500	426,100	465,300
28		234,600	273,400	318,400	347,500	377,500	427,700	466,600
29		236,100	275,300	320,400	349,400	379,500	429,400	467,800
30		237,600	277,200	322,500	351,300	381,400	430,700	468,600
31		239,100	279,100	324,600	353,200	383,300	432,000	469,400
32		240,600	281,000	326,700	355,100	385,100	433,300	470,200
33		242,100	282,700	328,400	357,000	386,900	434,600	471,000
34		243,600	284,600	330,400	358,800	388,600	435,900	471,800
35		245,100	286,500	332,500	360,600	390,300	437,200	472,600
36		246,700	288,400	334,600	362,300	392,000	438,400	473,400
37		248,000	290,100	336,500	364,200	393,700	439,700	474,200
38		249,600	291,900	338,500	365,600	394,900	440,600	475,000
39		251,200	293,700	340,500	367,100	396,100	441,500	475,800
40		252,800	295,500	342,500	368,600	397,300	442,400	476,600
41		254,200	297,400	344,400	370,100	398,400	443,200	477,400
42		255,600	299,100	346,300	371,300	399,600	444,000	478,100
43		257,000	300,800	348,200	372,500	400,800	444,800	478,900
44		258,400	302,500	350,100	373,700	402,000	445,600	479,700
45		259,700	304,200	352,000	374,700	403,000	446,400	480,500
46		261,100	305,900	353,600	375,600	403,700	447,200	
47		262,500	307,600	355,200	376,500	404,400	448,000	
48		263,900	309,300	356,800	377,400	405,100	448,800	
49		265,200	310,600	358,500	378,400	405,900	449,400	
50		266,400	312,200	359,700	379,200	406,600	450,200	
51		267,700	313,800	360,900	380,000	407,300	451,000	
52		269,000	315,400	362,000	380,800	408,000	451,800	
53		270,100	317,100	363,000	381,700	408,800	452,400	
54		271,400	318,700	364,100	382,400	409,500	453,200	
55		272,700	320,300	365,100	383,100	410,200	454,000	
56		274,000	321,900	366,200	383,800	410,900	454,800	
57		275,200	323,400	367,100	384,500	411,600	455,400	
58		276,300	324,600	367,800	385,100	412,300	456,200	
59		277,400	325,800	368,500	385,800	413,000	457,000	
60		278,500	327,000	369,200	386,500	413,700	457,800	
61		279,700	328,100	369,800	387,000	414,300	458,400	
62		280,700	329,100	370,500	387,700	415,000		

63		281,700	330,000	371,200	388,400	415,700		
64		282,700	331,000	371,900	389,100	416,400		
65		283,500	331,900	372,400	389,600	416,900		
66		284,400	332,700	373,100	390,300	417,500		
67		285,300	333,500	373,800	391,000	418,200		
68		286,200	334,300	374,500	391,700	418,900		
69		287,200	335,200	375,000	392,200	419,400		
70		288,000	335,900	375,700	392,900	420,100		
71		288,800	336,600	376,400	393,600	420,800		
72		289,600	337,300	377,100	394,300	421,500		
73		290,400	337,800	377,600	394,800	422,000		
74		290,900	338,400	378,300	395,500	422,700		
75		291,400	339,000	379,000	396,200	423,400		
76		291,900	339,600	379,700	396,900	424,100		
77		292,300	340,000	380,200	397,300	424,600		
78		292,700	340,500	380,800	398,000			
79		293,100	341,000	381,400	398,700			
80		293,500	341,500	382,000	399,400			
81		293,800	342,000	382,700	399,900			
82		294,200	342,500	383,300	400,600			
83		294,600	343,000	383,900	401,300			
84		295,000	343,500	384,500	402,000			
85		295,300	344,000	385,100	402,500			
86		295,700	344,500	385,700				
87		296,100	345,000	386,300				
88		296,500	345,500	386,900				
89		296,800	345,900	387,600				
90		297,200	346,400	388,200				
91		297,600	346,900	388,800				
92		298,000	347,400	389,400				
93		298,200	347,700	390,100				
94		298,600	348,200					
95		299,000	348,700					
96		299,400	349,200					
97		299,600	349,500					
98		300,000	350,000					
99		300,400	350,500					
100		300,800	351,000					
101		301,000	351,300					
102		301,400	351,700					
103		301,800	352,100					
104		302,200	352,500					

105		302,400	353,000					
106		302,800	353,400					
107		303,200	353,800					
108		303,600	354,200					
109		303,800	354,700					
110		304,200	355,100					
111		304,600	355,500					
112		305,000	355,900					
113		305,200	356,400					
114		305,600						
115		306,000						
116		306,400						
117		306,600						
118		306,900						
119		307,200						
120		307,500						
121		307,900						
122		308,200						
123		308,500						
124		308,800						
125		309,200						

備考 [略]

[改正前 別記]

別表第2(第8条関係)医療職給料表

医療職給料表(1) (削除)

医療職給料表(2)

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
[略]	[略]	円	円	円	円	円
13		197,600	233,900	260,400	306,100	354,600
14		199,200	235,500	262,300	308,200	356,700
15		200,800	237,100	264,200	310,300	358,800
16		202,400	238,700	266,000	312,400	360,900
17		204,000	240,100	267,700	314,600	362,900
18		205,700	241,700	269,600	316,700	365,000
19		207,400	243,200	271,500	318,800	367,000
20		209,100	244,800	273,400	320,900	369,100
21		210,600	246,300	275,200	323,100	371,000
22		212,200	247,900	277,100	325,100	373,100
23		213,800	249,400	279,000	327,100	375,200
24		215,400	250,900	280,900	329,100	377,300

25		217,000	252,400	282,900	331,100	379,200
26		218,600	254,100	284,800	333,100	381,100
27		220,200	255,800	286,700	335,100	383,000
28		221,800	257,500	288,600	337,100	384,900
29		223,400	259,200	290,600	339,100	386,700
30		225,100	261,000	292,500	341,000	388,500
31		226,800	262,800	294,400	342,900	390,300
32		228,500	264,600	296,300	344,800	392,100
33		230,100	266,100	298,100	346,600	393,700
34		231,700	267,900	299,900	348,500	395,000
35		233,200	269,700	301,700	350,400	396,300
36		234,800	271,500	303,500	352,300	397,600
37		236,400	273,200	305,200	354,100	398,700
38		238,000	274,900	306,900	355,800	399,900
39		239,600	276,600	308,600	357,500	401,100
40		241,200	278,300	310,300	359,200	402,300
41		242,700	280,000	312,100	360,800	403,400
42		244,200	281,700	313,800	362,100	404,200
43		245,700	283,400	315,500	363,400	405,000
44		247,200	285,100	317,200	364,700	405,800
45		248,600	286,800	318,700	365,900	406,400
46		250,200	288,500	320,300	367,100	407,100
47		251,800	290,200	321,900	368,300	407,800
48		253,400	291,900	323,500	369,500	408,500
49		255,000	293,400	325,000	370,700	409,300
50		256,400	295,000	326,300	371,700	410,000
51		257,800	296,600	327,600	372,700	410,700
52		259,200	298,200	328,900	373,700	411,400
53		260,500	299,600	330,000	374,500	412,100
54		261,900	301,100	331,000	375,400	412,800
55		263,300	302,600	332,100	376,300	413,500
56		264,700	304,100	333,200	377,200	414,200
57		265,800	305,700	334,100	378,000	414,800
58		267,100	307,100	335,100	378,800	415,500
59		268,400	308,500	336,100	379,600	416,200
60		269,700	309,900	337,100	380,400	416,900
61		270,800	311,200	337,900	381,000	417,400
62		272,100	312,500	338,600	381,700	418,000
63		273,400	313,800	339,300	382,400	418,700
64		274,700	315,100	340,000	383,100	419,400
65		275,900	316,500	340,700	383,700	419,900
66		277,000	317,300	341,400	384,400	

67		278,100	318,100	342,100	385,100
68		279,200	318,900	342,800	385,800
69		280,300	319,800	343,500	386,300
70		281,400	320,600	344,100	386,900
71		282,500	321,400	344,700	387,500
72		283,600	322,200	345,300	388,100
73		284,700	323,000	345,800	388,800
74		285,500	323,600	346,400	389,400
75		286,300	324,200	347,000	390,000
76		287,100	324,800	347,600	390,600
77		287,900	325,500	348,100	391,300
78		288,500	326,000	348,600	391,900
79		289,100	326,500	349,100	392,500
80		289,700	327,000	349,600	393,100
81		290,400	327,600	350,000	393,800
82		290,900	328,100	350,400	394,400
83		291,400	328,600	350,800	395,000
84		291,900	329,100	351,200	395,600
85		292,300	329,700	351,700	396,300
86		292,600	330,100	352,100	
87		292,900	330,400	352,500	
88		293,200	330,800	352,900	
89		293,600	331,300	353,400	
90		293,900	331,700	353,800	
91		294,200	332,100	354,200	
92		294,500	332,500	354,600	
93		294,900	333,000	355,100	
94		295,200	333,400	355,500	
95		295,500	333,800	355,900	
96		295,800	334,200	356,300	
97		296,200	334,400	356,800	
98		296,500	334,800	357,200	
99		296,800	335,200	357,600	
100		297,100	335,600	358,000	
101		297,500	335,800	358,500	
102		297,800	336,200	358,900	
103		298,100	336,600	359,300	
104		298,400	337,000	359,700	
105		298,700	337,200	360,200	
106			337,600		
107			338,000		
108			338,400		
109			338,600		
110			339,000		

111			339,400			
112			339,800			
113			340,000			

備考 [略]

医療職給料表(3)

職務の級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額	4級 給料月額	5級 給料月額	6級 給料月額
[略]	円 [略]	円 [略]	円 [略]	円 [略]	円 [略]	円 [略]
9	164,800	198,300	242,200	265,100	301,100	349,500
10	166,500	199,700	243,600	266,400	303,000	351,600
11	168,100	201,100	245,000	268,000	304,900	353,700
12	169,700	202,500	246,400	269,600	306,800	355,800
13	171,200	203,900	247,700	271,200	308,600	358,000
14	173,200	205,400	249,000	272,800	310,400	360,100
15	175,200	206,900	250,300	274,400	312,200	362,200
16	177,200	208,400	251,600	276,000	314,000	364,300
17	179,400	209,800	252,600	277,600	315,900	366,400
18	181,500	211,300	254,000	279,100	317,600	368,500
19	183,600	212,800	255,300	280,600	319,300	370,600
20	185,700	214,300	256,600	282,100	321,000	372,700
21	187,800	215,700	257,800	283,700	322,700	374,900
22	190,000	217,400	259,200	285,300	324,300	377,100
23	192,200	219,100	260,600	286,900	325,900	379,300
24	194,400	220,800	262,000	288,500	327,500	381,500
25	196,500	222,300	263,500	289,900	329,200	383,500
26	197,800	224,000	265,100	291,700	330,700	385,500
27	199,100	225,700	266,600	293,500	332,300	387,500
28	200,400	227,400	268,200	295,300	333,900	389,500
29	201,600	229,200	269,800	296,900	335,600	391,500
30	202,900	230,700	271,400	298,600	337,200	393,400
31	204,200	232,200	273,000	300,300	338,800	395,300
32	205,500	233,700	274,600	302,000	340,400	397,200
33	206,800	235,200	276,200	303,500	342,100	398,900
34	208,100	236,600	277,700	305,100	343,700	400,700
35	209,400	238,000	279,200	306,700	345,300	402,500
36	210,700	239,400	280,700	308,300	346,900	404,300
37	212,100	240,700	282,300	309,900	348,600	406,200
38	213,500	242,000	283,800	311,500	350,200	408,000
39	214,900	243,300	285,300	313,100	351,800	409,800
40	216,300	244,600	286,800	314,700	353,400	411,600
41	217,500	245,600	288,400	316,300	355,000	413,300
42	218,900	246,900	290,000	317,800	356,600	415,000
43	220,300	248,100	291,600	319,300	358,200	416,700

44	221,700	249,400	293,200	320,800	359,800	418,300
45	223,100	250,600	294,600	322,300	361,400	419,800
46	224,600	252,000	296,100	323,800	362,900	421,400
47	226,100	253,400	297,600	325,300	364,400	423,000
48	227,600	254,800	299,100	326,800	365,800	424,600
49	228,900	256,200	300,500	328,100	367,300	426,300
50	230,300	257,700	301,900	329,500	368,700	427,900
51	231,700	259,100	303,300	330,800	370,100	429,500
52	233,100	260,500	304,700	332,200	371,500	431,100
53	234,400	262,000	306,200	333,700	373,000	432,600
54	235,700	263,600	307,600	335,100	374,200	434,100
55	237,000	265,200	309,000	336,500	375,400	435,600
56	238,300	266,700	310,400	337,900	376,600	437,100
57	239,500	268,300	311,800	339,100	377,900	438,400
58	240,800	269,900	313,200	340,500	378,900	439,300
59	242,000	271,500	314,600	341,900	379,900	440,200
60	243,300	273,100	316,000	343,300	380,900	441,100
61	244,500	274,700	317,200	344,500	381,700	442,000
62	245,800	276,200	318,500	345,800	382,500	442,900
63	247,100	277,700	319,800	347,100	383,300	443,800
64	248,400	279,200	321,100	348,400	384,100	444,700
65	249,600	280,800	322,400	349,600	385,000	445,600
66	250,900	282,300	323,700	350,800	385,800	446,400
67	252,300	283,800	325,000	352,000	386,600	447,200
68	253,700	285,300	326,300	353,200	387,400	448,000
69	254,800	286,600	327,400	354,200	388,200	448,800
70	256,100	288,100	328,600	355,300	388,900	
71	257,400	289,600	329,800	356,400	389,600	
72	258,700	291,100	330,900	357,500	390,300	
73	260,100	292,400	332,200	358,500	391,100	
74	261,400	293,800	333,400	359,600	391,700	
75	262,700	295,200	334,600	360,700	392,300	
76	264,000	296,600	335,800	361,800	392,900	
77	265,100	298,100	337,000	362,700	393,500	
78	266,300	299,400	338,200	363,500	394,100	
79	267,600	300,700	339,400	364,300	394,700	
80	268,900	302,000	340,600	365,100	395,300	
81	270,000	303,100	341,700	365,800	395,800	
82	271,100	304,400	342,800	366,400	396,400	
83	272,200	305,700	343,900	367,000	397,000	
84	273,300	307,000	345,000	367,600	397,600	
85	274,200	308,100	346,100	368,300	398,100	
86	275,300	309,300	347,100	368,900	398,700	
87	276,400	310,500	348,100	369,500	399,300	

88	277,500	311,700	349,100	370,100	399,900
89	278,600	313,000	350,200	370,600	400,400
90	279,600	314,200	351,000	371,200	401,000
91	280,600	315,400	351,800	371,800	401,600
92	281,600	316,600	352,600	372,400	402,200
93	282,600	317,800	353,400	372,900	402,700
94	283,600	318,600	354,100	373,400	
95	284,600	319,400	354,800	373,900	
96	285,600	320,200	355,500	374,400	
97	286,700	320,900	356,000	375,000	
98	287,600	321,600	356,500	375,500	
99	288,500	322,300	357,000	376,000	
100	289,400	323,000	357,500	376,500	
101	290,200	323,500	358,100	377,100	
102	291,000	324,100	358,600	377,600	
103	291,800	324,700	359,100	378,100	
104	292,600	325,300	359,600	378,600	
105	293,300	325,700	360,200	379,200	
106	293,800	326,200	360,700	379,700	
107	294,300	326,700	361,200	380,200	
108	294,800	327,200	361,700	380,700	
109	295,300	327,700	362,200	381,300	
110	295,700	328,100	362,700	381,800	
111	296,100	328,500	363,200	382,300	
112	296,500	328,900	363,700	382,800	
113	296,900	329,300	364,200	383,400	
114	297,300	329,700	364,700		
115	297,700	330,100	365,200		
116	298,100	330,400	365,600		
117	298,400	330,700	366,000		
118	298,800	331,100	366,500		
119	299,200	331,500	367,000		
120	299,600	331,900	367,500		
121	299,900	332,100	367,900		
122	300,300	332,500	368,400		
123	300,700	332,900	368,900		
124	301,100	333,300	369,400		
125	301,300	333,600	369,800		
126	301,700	334,000			
127	302,100	334,400			
128	302,500	334,800			
129	302,700	335,100			
130	303,100	335,500			
131	303,500	335,900			

132	303,900	336,300				
133	304,100	336,600				
134	304,500	337,000				
135	304,900	337,400				
136	305,300	337,800				
137	305,500	338,100				
138	305,900	338,500				
139	306,300	338,900				
140	306,700	339,300				
141	306,900	339,600				
142	307,300	340,000				
143	307,700	340,400				
144	308,100	340,800				
145	308,300	341,100				
146	308,700	341,500				
147	309,100	341,900				
148	309,500	342,300				
149	309,700	342,600				
150	310,000	343,000				
151	310,300	343,400				
152	310,600	343,800				
153	311,000	344,100				
154	311,300					
155	311,600					
156	311,900					
157	312,300					
158	312,600					
159	312,900					
160	313,200					
161	313,600					
162	313,900					
163	314,200					
164	314,500					
165	314,900					
166	315,200					
167	315,500					
168	315,800					
169	316,200					

備考 [略]

[改正後 別記]

別表第2(第8条関係)医療職給料表

医療職給料表(1) (削除)

医療職給料表(2)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
------	----	----	----	----	----	----

号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	[略]	円	円	円	円	円
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
13		197,600	233,900	260,400	306,100	354,400
14		199,200	235,500	262,300	308,200	356,400
15		200,800	237,100	264,200	310,300	358,400
16		202,400	238,700	266,000	312,400	360,400
17		204,000	240,100	267,700	314,600	362,400
18		205,700	241,700	269,600	316,700	364,500
19		207,400	243,200	271,500	318,800	366,500
20		209,100	244,800	273,400	320,900	368,600
21		210,600	246,300	275,200	323,100	370,500
22		212,200	247,900	277,100	325,100	372,600
23		213,800	249,400	279,000	327,100	374,700
24		215,400	250,900	280,900	329,100	376,800
25		217,000	252,400	282,900	331,100	378,700
26		218,600	254,100	284,800	333,100	380,600
27		220,200	255,800	286,700	335,100	382,500
28		221,800	257,500	288,600	337,100	384,400
29		223,400	259,200	290,600	338,900	386,200
30		225,100	261,000	292,500	340,700	388,000
31		226,800	262,800	294,400	342,500	389,800
32		228,500	264,600	296,300	344,300	391,600
33		230,100	266,100	298,100	346,100	393,200
34		231,700	267,900	299,900	348,000	394,500
35		233,200	269,700	301,700	349,900	395,800
36		234,800	271,500	303,500	351,800	397,100
37		236,400	273,200	305,200	353,600	398,200
38		238,000	274,900	306,900	355,300	399,400
39		239,600	276,600	308,600	357,000	400,500
40		241,200	278,300	310,300	358,700	401,700
41		242,700	280,000	312,100	360,300	402,800
42		244,200	281,700	313,800	361,600	403,600
43		245,700	283,400	315,500	362,900	404,400
44		247,200	285,100	317,200	364,200	405,200
45		248,600	286,800	318,500	365,400	405,800
46		250,200	288,500	320,000	366,600	406,500
47		251,800	290,200	321,500	367,800	407,200
48		253,400	291,900	323,100	369,000	407,900
49		255,000	293,400	324,600	370,200	408,700
50		256,400	295,000	325,900	371,200	409,400
51		257,800	296,600	327,200	372,200	410,100

52		259,200	298,200	328,500	373,200	410,800
53		260,500	299,600	329,600	374,000	411,500
54		261,900	301,100	330,600	374,900	412,200
55		263,300	302,600	331,700	375,800	412,900
56		264,700	304,100	332,800	376,700	413,600
57		265,800	305,500	333,600	377,500	414,200
58		267,100	306,800	334,600	378,300	414,900
59		268,400	308,100	335,600	379,100	415,600
60		269,700	309,500	336,600	379,900	416,300
61		270,800	310,800	337,400	380,500	416,800
62		272,100	312,100	338,100	381,200	417,400
63		273,400	313,400	338,800	381,900	418,100
64		274,700	314,700	339,500	382,600	418,800
65		275,900	316,100	340,200	383,200	419,300
66		277,000	316,900	340,900	383,900	
67		278,100	317,700	341,600	384,600	
68		279,200	318,500	342,300	385,300	
69		280,300	319,400	343,000	385,800	
70		281,400	320,200	343,600	386,400	
71		282,500	321,000	344,200	387,000	
72		283,600	321,800	344,800	387,600	
73		284,500	322,600	345,300	388,300	
74		285,200	323,200	345,900	388,900	
75		285,900	323,800	346,500	389,500	
76		286,700	324,400	347,100	390,100	
77		287,500	325,100	347,600	390,800	
78		288,100	325,600	348,100	391,400	
79		288,700	326,100	348,600	392,000	
80		289,300	326,600	349,100	392,600	
81		290,000	327,200	349,500	393,300	
82		290,500	327,700	349,900	393,900	
83		291,000	328,200	350,300	394,500	
84		291,500	328,700	350,700	395,100	
85		291,900	329,300	351,200	395,800	
86		292,200	329,700	351,600		
87		292,500	330,000	352,000		
88		292,800	330,400	352,400		
89		293,200	330,900	352,900		
90		293,500	331,300	353,300		
91		293,800	331,700	353,700		
92		294,100	332,100	354,100		
93		294,500	332,600	354,600		
94		294,800	332,900	355,000		

95		295,100	333,300	355,400		
96		295,400	333,700	355,800		
97		295,800	333,900	356,300		
98		296,100	334,300	356,700		
99		296,400	334,700	357,100		
100		296,700	335,100	357,500		
101		297,100	335,300	358,000		
102		297,400	335,700	358,400		
103		297,700	336,100	358,800		
104		298,000	336,500	359,200		
105		298,300	336,700	359,700		
106			337,100			
107			337,500			
108			337,900			
109			338,100			
110			338,500			
111			338,900			
112			339,300			
113			339,500			

備考 [略]

医療職給料表(3)

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
9	164,800	198,300	242,200	265,100	301,100	349,300
10	166,500	199,700	243,600	266,400	303,000	351,300
11	168,100	201,100	245,000	268,000	304,900	353,300
12	169,700	202,500	246,400	269,600	306,800	355,300
13	171,200	203,900	247,700	271,200	308,600	357,500
14	173,200	205,400	249,000	272,800	310,400	359,600
15	175,200	206,900	250,300	274,400	312,200	361,700
16	177,200	208,400	251,600	276,000	314,000	363,800
17	179,400	209,800	252,600	277,600	315,900	365,900
18	181,500	211,300	254,000	279,100	317,600	368,000
19	183,600	212,800	255,300	280,600	319,300	370,100
20	185,700	214,300	256,600	282,100	321,000	372,200
21	187,800	215,700	257,800	283,700	322,700	374,400
22	190,000	217,400	259,200	285,300	324,300	376,600
23	192,200	219,100	260,600	286,900	325,900	378,800
24	194,400	220,800	262,000	288,500	327,500	381,000
25	196,500	222,300	263,500	289,900	329,200	383,000
26	197,800	224,000	265,100	291,700	330,700	385,000

27	199, 100	225, 700	266, 600	293, 500	332, 300	387, 000
28	200, 400	227, 400	268, 200	295, 300	333, 900	389, 000
29	201, 600	229, 200	269, 800	296, 900	335, 400	391, 000
30	202, 900	230, 700	271, 400	298, 600	336, 900	392, 900
31	204, 200	232, 200	273, 000	300, 300	338, 400	394, 800
32	205, 500	233, 700	274, 600	302, 000	339, 900	396, 700
33	206, 800	235, 200	276, 200	303, 500	341, 600	398, 400
34	208, 100	236, 600	277, 700	305, 100	343, 200	400, 100
35	209, 400	238, 000	279, 200	306, 700	344, 800	401, 900
36	210, 700	239, 400	280, 700	308, 300	346, 400	403, 700
37	212, 100	240, 700	282, 300	309, 900	348, 100	405, 600
38	213, 500	242, 000	283, 800	311, 500	349, 700	407, 400
39	214, 900	243, 300	285, 300	313, 100	351, 300	409, 200
40	216, 300	244, 600	286, 800	314, 700	352, 900	411, 000
41	217, 500	245, 600	288, 400	316, 300	354, 500	412, 700
42	218, 900	246, 900	290, 000	317, 800	356, 100	414, 400
43	220, 300	248, 100	291, 600	319, 300	357, 700	416, 100
44	221, 700	249, 400	293, 200	320, 800	359, 300	417, 700
45	223, 100	250, 600	294, 600	322, 100	360, 900	419, 200
46	224, 600	252, 000	296, 100	323, 500	362, 400	420, 800
47	226, 100	253, 400	297, 600	324, 900	363, 900	422, 400
48	227, 600	254, 800	299, 100	326, 400	365, 300	424, 000
49	228, 900	256, 200	300, 500	327, 700	366, 800	425, 700
50	230, 300	257, 700	301, 900	329, 100	368, 200	427, 300
51	231, 700	259, 100	303, 300	330, 400	369, 600	428, 900
52	233, 100	260, 500	304, 700	331, 800	371, 000	430, 500
53	234, 400	262, 000	306, 200	333, 200	372, 500	432, 000
54	235, 700	263, 600	307, 600	334, 600	373, 700	433, 500
55	237, 000	265, 200	309, 000	336, 000	374, 900	435, 000
56	238, 300	266, 700	310, 400	337, 400	376, 100	436, 500
57	239, 500	268, 300	311, 600	338, 600	377, 400	437, 800
58	240, 800	269, 900	312, 900	340, 000	378, 400	438, 700
59	242, 000	271, 500	314, 200	341, 400	379, 400	439, 600
60	243, 300	273, 100	315, 600	342, 800	380, 400	440, 500
61	244, 500	274, 700	316, 800	344, 000	381, 200	441, 400
62	245, 800	276, 200	318, 100	345, 300	382, 000	442, 300
63	247, 100	277, 700	319, 400	346, 600	382, 800	443, 200
64	248, 400	279, 200	320, 700	347, 900	383, 600	444, 100
65	249, 600	280, 800	322, 000	349, 100	384, 500	445, 000
66	250, 900	282, 300	323, 300	350, 300	385, 300	445, 800
67	252, 300	283, 800	324, 600	351, 500	386, 100	446, 600
68	253, 700	285, 300	325, 900	352, 700	386, 900	447, 400
69	254, 800	286, 600	327, 000	353, 700	387, 700	448, 200
70	256, 100	288, 100	328, 200	354, 800	388, 400	

71	257,400	289,600	329,400	355,900	389,100
72	258,700	291,100	330,500	357,000	389,800
73	260,100	292,400	331,800	358,000	390,600
74	261,400	293,800	332,900	359,100	391,200
75	262,700	295,200	334,100	360,200	391,800
76	264,000	296,600	335,300	361,300	392,400
77	265,100	298,100	336,500	362,200	393,000
78	266,300	299,400	337,700	363,000	393,600
79	267,600	300,700	338,900	363,800	394,200
80	268,900	302,000	340,100	364,600	394,800
81	270,000	302,900	341,200	365,300	395,300
82	271,100	304,100	342,300	365,900	395,900
83	272,200	305,300	343,400	366,500	396,500
84	273,300	306,600	344,500	367,100	397,100
85	274,200	307,700	345,600	367,800	397,600
86	275,300	308,900	346,600	368,400	398,200
87	276,400	310,100	347,600	369,000	398,800
88	277,500	311,300	348,600	369,600	399,400
89	278,600	312,600	349,700	370,100	399,800
90	279,600	313,800	350,500	370,700	400,400
91	280,600	315,000	351,300	371,300	401,000
92	281,600	316,200	352,100	371,900	401,600
93	282,600	317,400	352,900	372,400	402,100
94	283,600	318,200	353,600	372,900	
95	284,600	319,000	354,300	373,400	
96	285,600	319,800	355,000	373,900	
97	286,500	320,500	355,500	374,500	
98	287,300	321,200	356,000	375,000	
99	288,100	321,900	356,500	375,500	
100	289,000	322,600	357,000	376,000	
101	289,800	323,100	357,600	376,600	
102	290,600	323,700	358,100	377,100	
103	291,400	324,300	358,600	377,600	
104	292,200	324,900	359,100	378,100	
105	292,900	325,300	359,700	378,700	
106	293,400	325,800	360,200	379,200	
107	293,900	326,300	360,700	379,700	
108	294,400	326,800	361,200	380,200	
109	294,900	327,300	361,700	380,800	
110	295,300	327,700	362,200	381,300	
111	295,700	328,100	362,700	381,800	
112	296,100	328,500	363,200	382,300	
113	296,500	328,900	363,700	382,900	
114	296,900	329,300	364,200		

115	297,300	329,700	364,700		
116	297,700	330,000	365,100		
117	298,000	330,300	365,500		
118	298,400	330,700	366,000		
119	298,800	331,100	366,500		
120	299,200	331,500	367,000		
121	299,500	331,700	367,400		
122	299,900	332,100	367,900		
123	300,300	332,500	368,400		
124	300,700	332,900	368,900		
125	300,900	333,100	369,300		
126	301,300	333,500			
127	301,700	333,900			
128	302,100	334,300			
129	302,300	334,600			
130	302,700	335,000			
131	303,100	335,400			
132	303,500	335,800			
133	303,700	336,100			
134	304,100	336,500			
135	304,500	336,900			
136	304,900	337,300			
137	305,100	337,600			
138	305,500	338,000			
139	305,900	338,400			
140	306,300	338,800			
141	306,500	339,100			
142	306,900	339,500			
143	307,300	339,900			
144	307,700	340,300			
145	307,900	340,600			
146	308,300	341,000			
147	308,700	341,400			
148	309,100	341,800			
149	309,300	342,100			
150	309,600	342,500			
151	309,900	342,900			
152	310,200	343,300			
153	310,600	343,600			
154	310,900				
155	311,200				
156	311,500				
157	311,900				
158	312,200				

159	312,500				
160	312,800				
161	313,200				
162	313,500				
163	313,800				
164	314,100				
165	314,500				
166	314,800				
167	315,100				
168	315,400				
169	315,800				

備考 [略]

第2条 那覇市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(期末手当)	(期末手当)
第26条 [略]	第26条 [略]
2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては <u>100分の125</u> 、12月に支給する場合においては <u>100分の135</u> を乗じて得た額(職務の級が6級以上である職員及びこれに相当するものとして規則で定める職員(以下「管理職員」という。)にあっては、6月に支給する場合においては <u>100分の105</u> 、12月に支給する場合においては <u>100分の115</u> を乗じて得た額)に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては <u>100分の122.5</u> 、12月に支給する場合においては <u>100分の137.5</u> を乗じて得た額(職務の級が6級以上である職員及びこれに相当するものとして規則で定める職員(以下「管理職員」という。)にあっては、6月に支給する場合においては <u>100分の102.5</u> 、12月に支給する場合においては <u>100分の117.5</u> を乗じて得た額)に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
(1)～(4) [略]	(1)～(4) [略]
3～5 [略]	3～5 [略]
(勤勉手当)	(勤勉手当)
第26条の4 [略]	第26条の4 [略]
2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、その者に所属する前	2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、その者に所属する前

項の職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び付則第13項第4号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の65(管理職員にあっては、100分の85)を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3~5 [略]

付 則

16 付則第13項の規定が適用される間、第26条の4第2項後段において超えてはならないとされる額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した額から、同項に規定する職員のうち特定職員であるものの勤勉手当減額対象額に100分の0.17を乗じて得た額の総額に相当する額を減じた額とする。

項の職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び付則第13項第4号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の67.5(管理職員にあっては、100分の87.5)を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3~5 [略]

付 則

16 付則第13項の規定が適用される間、第26条の4第2項後段において超えてはならないとされる額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した額から、同項に規定する職員のうち特定職員であるものの勤勉手当減額対象額に100分の0.175を乗じて得た額の総額に相当する額を減じた額とする。

備考 前条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。

(那覇市職員の給与に関する条例及び那覇市立病院企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 那覇市職員の給与に関する条例及び那覇市立病院企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例(平成18年那覇市条例第18号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>付 則</p> <p>7 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けている給料月額(那覇市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成21年那覇市条例第39号)の施行の日において<u>同条例付則第3項第1号に規定する減額改定対象職員</u>である者にあっては、当該給料月額に<u>100分の99.76</u>を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)</p>	<p>付 則</p> <p>7 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けている給料月額(那覇市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成21年那覇市条例第39号。<u>以下この項において「平成21年改正条例」という。)</u>の施行の日において次の各号に掲げる職員である者にあっては、当該給料月額に<u>当該各号に定める割合</u>を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこ</p>

に達しないこととなるもの(規則で定める職員を除く。)には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

れを切り捨てた額とする。)に達しないこととなるもの(規則で定める職員を除く。)には、給料月額のほか、その差額に相当する額(給与条例付則第13項に規定する特定職員にあっては、当該額に100分の99.8を乗じて得た額)を給料として支給する。

- (1) 平成21年改正条例付則第3項第1号に規定する減額改定対象職員であつた者 100分の99.59
- (2) 前号に掲げる職員以外の職員 100分の99.83

備考 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。

(那覇市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 那覇市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成22年那覇市条例第9号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>付 則</p> <p>3 前項の職員のうち切替日の前日において那覇市職員の給与に関する条例及び那覇市立病院企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例(平成18年那覇市条例第18号)付則第7項から第9項までの規定による給料を支給される職員以外の職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けた<u>給料月額</u>に達しないこととなる職員(市長の定める職員を除く。)及びこれらの職員との権衡上必要があると市長が認める職員には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。</p>	<p>付 則</p> <p>3 前項の職員のうち切替日の前日において那覇市職員の給与に関する条例及び那覇市立病院企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例(平成18年那覇市条例第18号)付則第7項から第9項までの規定による給料を支給される職員以外の職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けた<u>給料月額に100分の99.83を乗じて得た額</u>(その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなる職員(市長の定める職員を除く。)及びこれらの職員との権衡上必要があると市長が認める職員には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。</p>

備考 第1条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第1条中那覇市職員の給与に関する条例付則第13項から第15項までの改正規定(期末手当及び勤勉手当に係る部分を除く。)、同条例別表第1及び別表第2の改正規定並び

に第3条及び第4条の規定 平成22年12月1日

(2) 第2条の規定 平成23年4月1日

2 平成22年12月に支給する期末手当の期末手当基礎額及び勤勉手当の勤勉手当基礎額についての第1条の規定(期末手当及び勤勉手当に係る部分に限る。)による改正後の那覇市職員の給与に関する条例(以下「改正後の給与条例」という。)第26条第3項及び第4項並びに第26条の4第3項及び第4項の規定の適用については、改正後の給与条例第26条第3項中「職員が受けるべき」とあるのは「那覇市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成22年那覇市条例第27号)第1条の規定による改正後の那覇市職員の給与に関する条例、第3条の規定による改正後の那覇市職員の給与に関する条例及び那覇市立病院企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例及び第4条の規定による改正後の那覇市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(以下これらを「改正後の条例」という。)を適用するとしたならば職員が受けるべきこととなる」とし、改正後の給与条例第26条第4項中「給料の月額」とあるのは「改正後の条例を適用するとしたならば当該職員が受けるべきこととなる給料の月額」とし、改正後の給与条例第26条の4第3項中「職員が受けるべき」とあるのは「改正後の条例を適用するとしたならば職員が受けるべきこととなる」とする。

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

那覇市条例第28号

平成22年11月29日

公 布 濟

那覇市特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 那覇市特別職職員の給与に関する条例(昭和47年那覇市条例第42号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(期末手当) 第4条 [略] 2 特別職職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の145、12月に支給する場合においては <u>100分の165</u> を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) [略] 3 [略]	(期末手当) 第4条 [略] 2 特別職職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の145、12月に支給する場合においては <u>100分の150</u> を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) [略] 3 [略]

備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

第2条 那覇市特別職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(期末手当) 第4条 [略] 2 特別職職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては <u>100分の145</u> 、12月に支給する場合においては <u>100分の150</u> を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) [略] 3 [略]	(期末手当) 第4条 [略] 2 特別職職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては <u>100分の140</u> 、12月に支給する場合においては <u>100分の155</u> を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) [略] 3 [略]

備考 前条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。

付 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成23年4月1日から施行する。

那覇市条例第29号

平成22年11月29日

公 布 濟

那覇市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する
条例

第1条 那覇市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(平成20年那覇市条例第34号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては<u>100分の160</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の175</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日在職した議員で当該任期満了による選挙により再び議員となったものの受け当該期末手当に係る在職期間の計算については、これらの者は引き続き議員の職にあったものとする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>3 [略]</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては<u>100分の160</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の160</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日在職した議員で当該任期満了による選挙により再び議員となったものの受け当該期末手当に係る在職期間の計算については、これらの者は引き続き議員の職にあったものとする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>3 [略]</p>

備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

第2条 那覇市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては<u>100分の160</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の160</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日に</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては<u>100分の155</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の165</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日に</p>

在職した議員で当該任期満了による選挙により再び議員となったものの受け る当該期末手当に係る在職期間の計算 については、これらの者は引き続き議員 の職にあったものとする。 (1)～(4) [略] 3 [略]	在職した議員で当該任期満了による選 挙により再び議員となったものの受け る当該期末手当に係る在職期間の計算 については、これらの者は引き続き議員 の職にあったものとする。 (1)～(4) [略] 3 [略]
---	---

備考 前条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。

付 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成23年4月1日から施行する。

規則

那覇市規則第29号

平成22年11月29日

公 布 済

那覇市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

那覇市職員の給与に関する規則(昭和58年那覇市規則第6号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																																				
<p>(期末手当に係る在職期間)</p> <p>第56条 [略]</p> <p>2 前項の期間の算定については、次の各号に掲げる期間を除算する。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 条例第3条の規定により給与を減額された期間から勤務時間条例第3条又は第3条の2に規定する週休日及び休日等(第57条の8において「週休日等」という。)を除いた日が10日を超える場合には、その全期間</p> <p>(5) [略]</p> <p>別表第2(第8条関係)</p> <p>ア～イ [略]</p> <p>ウ 医療職給料表(2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職務の級</th><th>調整基本額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td><td></td></tr> <tr> <td>4級</td><td>9,700円</td></tr> <tr> <td>[略]</td><td></td></tr> <tr> <td>6級</td><td>11,300円</td></tr> </tbody> </table> <p>エ 医療職給料表(3)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職務の級</th><th>調整基本額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td><td></td></tr> <tr> <td>5級</td><td>10,400円</td></tr> <tr> <td>[略]</td><td></td></tr> </tbody> </table>	職務の級	調整基本額	[略]		4級	9,700円	[略]		6級	11,300円	職務の級	調整基本額	[略]		5級	10,400円	[略]		<p>(期末手当に係る在職期間)</p> <p>第56条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 条例第3条の規定により給与を減額された期間から勤務時間条例第3条又は第3条の2に規定する週休日、<u>勤務時間条例第6条の4第1項の規定により割り振られた勤務時間の全部について同項に規定する時間外勤務代休時間</u>を指定された日及び休日等(第57条の8において「週休日等」という。)を除いた日が10日を超える場合には、その全期間</p> <p>(5) [略]</p> <p>別表第2(第8条関係)</p> <p>ア～イ [略]</p> <p>ウ 医療職給料表(2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職務の級</th><th>調整基本額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td><td></td></tr> <tr> <td>4級</td><td>9,600円</td></tr> <tr> <td>[略]</td><td></td></tr> <tr> <td>6級</td><td>11,200円</td></tr> </tbody> </table> <p>エ 医療職給料表(3)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職務の級</th><th>調整基本額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td><td></td></tr> <tr> <td>5級</td><td>10,300円</td></tr> <tr> <td>[略]</td><td></td></tr> </tbody> </table>	職務の級	調整基本額	[略]		4級	9,600円	[略]		6級	11,200円	職務の級	調整基本額	[略]		5級	10,300円	[略]	
職務の級	調整基本額																																				
[略]																																					
4級	9,700円																																				
[略]																																					
6級	11,300円																																				
職務の級	調整基本額																																				
[略]																																					
5級	10,400円																																				
[略]																																					
職務の級	調整基本額																																				
[略]																																					
4級	9,600円																																				
[略]																																					
6級	11,200円																																				
職務の級	調整基本額																																				
[略]																																					
5級	10,300円																																				
[略]																																					

備考

- 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、この規則による改正後の別表第2の規定は、平成22年12月1日から施行する。

那覇市規則第30号

平成22年11月29日

公 布 済

那覇市現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

那覇市現業職員の給与に関する規則(昭和58年那覇市規則第25号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表第1 別記]	[別表第1 別記]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この規則は、平成22年12月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表第1(第3条関係)

現業職給料表

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
[略]	[略]	円	円	円	円
25		229,300	267,700	312,100	341,700
26		231,100	269,600	314,200	343,700
27		232,800	271,500	316,300	345,700
28		234,600	273,400	318,400	347,700
29		236,100	275,300	320,400	349,600
30		237,600	277,200	322,500	351,500
31		239,100	279,100	324,600	353,400
32		240,600	281,000	326,700	355,300
33		242,100	282,700	328,600	357,200
34		243,600	284,600	330,600	359,000
35		245,100	286,500	332,700	360,800
36		246,700	288,400	334,800	362,600
37		248,000	290,100	336,700	364,500
38		249,600	291,900	338,700	365,900
39		251,200	293,700	340,700	367,400
40		252,800	295,500	342,700	368,900
41		254,200	297,400	344,600	370,400
42		255,600	299,100	346,500	371,600
43		257,000	300,800	348,400	372,800
44		258,400	302,500	350,300	374,000
45		259,700	304,200	352,200	375,000

46		261, 100	305, 900	353, 800	375, 900
47		262, 500	307, 600	355, 400	376, 800
48		263, 900	309, 300	357, 000	377, 700
49		265, 200	310, 800	358, 700	378, 700
50		266, 400	312, 400	359, 900	379, 500
51		267, 700	314, 000	361, 100	380, 300
52		269, 000	315, 600	362, 300	381, 100
53		270, 100	317, 300	363, 300	382, 000
54		271, 400	318, 900	364, 400	382, 700
55		272, 700	320, 500	365, 400	383, 400
56		274, 000	322, 100	366, 500	384, 100
57		275, 200	323, 600	367, 400	384, 800
58		276, 300	324, 800	368, 100	385, 500
59		277, 400	326, 000	368, 800	386, 200
60		278, 500	327, 200	369, 500	386, 900
61		279, 700	328, 300	370, 100	387, 400
62		280, 700	329, 300	370, 800	388, 100
63		281, 700	330, 200	371, 500	388, 800
64		282, 700	331, 200	372, 200	389, 500
65		283, 700	332, 100	372, 700	390, 000
66		284, 600	332, 900	373, 400	390, 700
67		285, 500	333, 700	374, 100	391, 400
68		286, 400	334, 500	374, 800	392, 100
69		287, 400	335, 400	375, 300	392, 600
70		288, 200	336, 100	376, 000	393, 300
71		289, 000	336, 800	376, 700	394, 000
72		289, 800	337, 500	377, 400	394, 700
73		290, 600	338, 000	377, 900	395, 200
74		291, 100	338, 600	378, 600	395, 900
75		291, 600	339, 200	379, 300	396, 600
76		292, 100	339, 800	380, 000	397, 300
77		292, 500	340, 200	380, 500	397, 800
78		292, 900	340, 700	381, 100	398, 500
79		293, 300	341, 200	381, 700	399, 200
80		293, 700	341, 700	382, 300	399, 900
81		294, 000	342, 200	383, 000	400, 400
82		294, 400	342, 700	383, 600	401, 100
83		294, 800	343, 200	384, 200	401, 800
84		295, 200	343, 700	384, 800	402, 500
85		295, 500	344, 200	385, 500	403, 000
86		295, 900	344, 700	386, 100	
87		296, 300	345, 200	386, 700	

88		296,700	345,700	387,300
89		297,000	346,100	388,000
90		297,400	346,600	388,600
91		297,800	347,100	389,200
92		298,200	347,600	389,800
93		298,400	347,900	390,500
94		298,800	348,400	
95		299,200	348,900	
96		299,600	349,400	
97		299,800	349,700	
98		300,200	350,200	
99		300,600	350,700	
100		301,000	351,200	
101		301,200	351,500	
102		301,600	351,900	
103		302,000	352,300	
104		302,400	352,700	
105		302,600	353,200	
106		303,000	353,600	
107		303,400	354,000	
108		303,800	354,400	
109		304,000	354,900	
110		304,400	355,300	
111		304,800	355,700	
112		305,200	356,100	
113		305,400	356,600	
114		305,800		
115		306,200		
116		306,600		
117		306,800		
118		307,100		
119		307,400		
120		307,700		
121		308,100		
122		308,400		
123		308,700		
124		309,000		
125		309,400		

[改正後 別記]

別表第1(第3条関係)

現業職給料表

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
[略]	[略]	円	円	円	円
25	229,300	267,700	312,100	341,500	
26	231,100	269,600	314,200	343,500	
27	232,800	271,500	316,300	345,500	
28	234,600	273,400	318,400	347,500	
29	236,100	275,300	320,400	349,400	
30	237,600	277,200	322,500	351,300	
31	239,100	279,100	324,600	353,200	
32	240,600	281,000	326,700	355,100	
33	242,100	282,700	328,400	357,000	
34	243,600	284,600	330,400	358,800	
35	245,100	286,500	332,500	360,600	
36	246,700	288,400	334,600	362,300	
37	248,000	290,100	336,500	364,200	
38	249,600	291,900	338,500	365,600	
39	251,200	293,700	340,500	367,100	
40	252,800	295,500	342,500	368,600	
41	254,200	297,400	344,400	370,100	
42	255,600	299,100	346,300	371,300	
43	257,000	300,800	348,200	372,500	
44	258,400	302,500	350,100	373,700	
45	259,700	304,200	352,000	374,700	
46	261,100	305,900	353,600	375,600	
47	262,500	307,600	355,200	376,500	
48	263,900	309,300	356,800	377,400	
49	265,200	310,600	358,500	378,400	
50	266,400	312,200	359,700	379,200	
51	267,700	313,800	360,900	380,000	
52	269,000	315,400	362,000	380,800	
53	270,100	317,100	363,000	381,700	
54	271,400	318,700	364,100	382,400	
55	272,700	320,300	365,100	383,100	
56	274,000	321,900	366,200	383,800	
57	275,200	323,400	367,100	384,500	
58	276,300	324,600	367,800	385,100	
59	277,400	325,800	368,500	385,800	
60	278,500	327,000	369,200	386,500	

61		279,700	328,100	369,800	387,000
62		280,700	329,100	370,500	387,700
63		281,700	330,000	371,200	388,400
64		282,700	331,000	371,900	389,100
65		283,500	331,900	372,400	389,600
66		284,400	332,700	373,100	390,300
67		285,300	333,500	373,800	391,000
68		286,200	334,300	374,500	391,700
69		287,200	335,200	375,000	392,200
70		288,000	335,900	375,700	392,900
71		288,800	336,600	376,400	393,600
72		289,600	337,300	377,100	394,300
73		290,400	337,800	377,600	394,800
74		290,900	338,400	378,300	395,500
75		291,400	339,000	379,000	396,200
76		291,900	339,600	379,700	396,900
77		292,300	340,000	380,200	397,300
78		292,700	340,500	380,800	398,000
79		293,100	341,000	381,400	398,700
80		293,500	341,500	382,000	399,400
81		293,800	342,000	382,700	399,900
82		294,200	342,500	383,300	400,600
83		294,600	343,000	383,900	401,300
84		295,000	343,500	384,500	402,000
85		295,300	344,000	385,100	402,500
86		295,700	344,500	385,700	
87		296,100	345,000	386,300	
88		296,500	345,500	386,900	
89		296,800	345,900	387,600	
90		297,200	346,400	388,200	
91		297,600	346,900	388,800	
92		298,000	347,400	389,400	
93		298,200	347,700	390,100	
94		298,600	348,200		
95		299,000	348,700		
96		299,400	349,200		
97		299,600	349,500		
98		300,000	350,000		
99		300,400	350,500		
100		300,800	351,000		
101		301,000	351,300		
102		301,400	351,700		

103		301,800	352,100		
104		302,200	352,500		
105		302,400	353,000		
106		302,800	353,400		
107		303,200	353,800		
108		303,600	354,200		
109		303,800	354,700		
110		304,200	355,100		
111		304,600	355,500		
112		305,000	355,900		
113		305,200	356,400		
114		305,600			
115		306,000			
116		306,400			
117		306,600			
118		306,900			
119		307,200			
120		307,500			
121		307,900			
122		308,200			
123		308,500			
124		308,800			
125		309,200			

那霸市規則第31号

平成22年11月29日

公 布 濟

那霸市職員の給与に関する条例及び那霸市立病院企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例付則第4項及び第7項から第9項までの規定による給料等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那霸市長 翁 長 雄 志

那覇市職員の給与に関する条例及び那覇市立病院企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例付則第4項及び第7項から第9項までの規定による給料等に関する規則の一部を改正する規則

那覇市職員の給与に関する条例及び那覇市立病院企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例付則第4項及び第7項から第9項までの規定による給料等に関する規則(平成19年那覇市規則第57号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(平成18年改正条例付則第8項の規定による給料の支給)</p> <p>第5条 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、切替日以後に次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員(当該各号の2以上の号に掲げる場合に該当することとなった職員(市長の定めるこれに準ずる職員を含む。次項において「特定職員」という。)を除く。)であって、その者の受ける給料月額が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額に達しないこととなるもの(前条第6号に掲げる職員(第1号に掲げる場合に該当することとなった職員を除く。)及び第1号に掲げる場合に該当することとなった職員であって切替日の前日に給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動があったものとした場合(切替日以後にこれらの異動が2回以上あった場合にあっては、切替日の前日にそれらの異動が順次あったものとした場合。同号において同じ。)に同条第6号に掲げる職員に該当することとなるものを除く。)には、その差額に相当する額を平成18年改正条例付則第8項の規定による給料として支給する。</p> <p>(1) 給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした場合(第5号に掲げる場合を除く。) 切替日の前日</p>	<p>(平成18年改正条例付則第8項の規定による給料の支給)</p> <p>第5条 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、切替日以後に次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員(当該各号の2以上の号に掲げる場合に該当することとなった職員(市長の定めるこれに準ずる職員を含む。次項において「特定職員」という。)を除く。)であって、その者の受ける給料月額が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額に達しないこととなるもの(前条第6号に掲げる職員(第1号に掲げる場合に該当することとなった職員を除く。)及び第1号に掲げる場合に該当することとなった職員であって切替日の前日に給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動があったものとした場合(切替日以後にこれらの異動が2回以上あった場合にあっては、切替日の前日にそれらの異動が順次あったものとした場合。同号において同じ。)に同条第6号に掲げる職員に該当することとなるものを除く。)には、その差額に相当する額(給与条例付則第13項に規定する特定職員にあっては、当該額に100分の99.8を乗じて得た額)を平成18年改正条例付則第8項の規定による給料として支給する。</p> <p>(1) 給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした場合(第5号に掲げる場合を除く。) 切替日の前日</p>

に当該異動があったものとした場合に改正前の初任給規則第24条から第27条までの規定の例により同日において受けることとなる給料月額に相当する額(那覇市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成21年那覇市条例第39号)の施行の日(以下この項及び次条第1項において「基準日」という。)において同条例付則第3項第1号に規定する減額改定対象職員(以下この項及び次条第1項において「減額改定対象職員」といふ。)である者(基準日の翌日以降に給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした職員を除く。)及び基準日の翌日以降に給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした職員であつて切替日の前日に当該異動があったものとした場合に基準日において減額改定対象職員である者となることとなるものにあつては、当該給料月額に相当する額に100分の99.76を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

(2) 降格又は降任をした場合(改正初任給規則により職務の級が異なることとなった場合及び第5号に掲げる場合を除く。) 切替日の前日においてその者が受けていた給料月額に相当する額(基準日において減額改定対象職員である者にあつては、当該給料月額に相当する額に100分の99.76を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)から、降格又は降任をした日の前

に当該異動があったものとした場合に改正前の初任給規則第24条から第27条までの規定の例により同日において受けることとなる給料月額に相当する額(那覇市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成21年那覇市条例第39号)付則第1項第2号に定める施行の日(以下この項及び次条第1項において「基準日」という。)において同条例付則第3項第1号に規定する減額改定対象職員(以下この項及び次条第1項において「平成21年度減額改定対象職員」といふ。)である者(基準日の翌日以降に給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした職員を除く。)及び基準日の翌日以降に給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした職員であつて切替日の前日に当該異動があつたものとした場合に基準日において平成21年度減額改定対象職員である者となることとなるものにあつては、当該給料月額に相当する額に100分の99.59を乗じて得た額とし、平成21年度減額改定対象職員以外の職員にあつては、当該給料月額に相当する額に100分の99.83を乗じて得た額とし、これらの額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

(2) 降格又は降任をした場合(改正初任給規則により職務の級が異なることとなった場合及び第5号に掲げる場合を除く。以下この号において同じ。) 次に掲げる区分に応じ、次に定める額

日に受けていた号給に対応する給料月額と降格又は降任後に受けることとなる号給に対応する給料月額との差額に相当する額(降格又は降任を2回以上した場合にあっては、それぞれの当該差額に相当する額を合算した額)を減じた額

ア 平成21年12月31日までに降格又は降任をした場合 切替日の前日において当該降格又は降任をしたものとした場合(切替日以降に降格又は降任を2回以上した場合にあっては、切替日の前日にそれらの降格又は降任を順次したものとした場合)に、改正前の初任給規則第23条又は第40条の規定の例により同日において受けることとなる給料月額に相当する額(基準日において平成21年度減額改定対象職員である者にあっては、当該給料月額に相当する額に100分の99.59を乗じて得た額とし、平成21年度減額改定対象職員以外の職員にあっては、当該給料月額に相当する額に100分の99.83を乗じて得た額とし、これらの額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

イ 平成22年1月1日以降に降格又は降任をした場合 切替日の前日においてその者が受けている給料月額に相当する額(基準日において平成21年度減額改定対象職員である者にあっては、当該給料月額に相当する額に100分の99.59を乗じて得た額とし、平成21年度減額改定対象職員以外の職員にあっては、当該給料月額に相当する額に100分の99.83を乗じて得た額とし、これらの額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)から、降格又は降任をした日の前日に受

(3) 切替目前における休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた場合(第5号に掲げる場合を除く。) 切替日の前日に復職時調整をされたものとした場合に改正前の初任給規則第39条第1項又は平成18年改正条例付則第15項の規定による改正前の育児休業条例第6条第1項の規定の例により同日において受けこととなる給料月額に相当する額(基準日において減額改定対象職員である者にあっては、当該給料月額に相当する額に100分の99.76を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額))

(4) 育児短時間勤務を始めた場合 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

ア 育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員 切替日の前日においてその者が受けている給料月額に相当する額(基準日において減額改定対象職員である者にあっては当該給料月額に相当する額に100分の99.76を乗じて得た額)に、那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和47年那覇市条例第73号。以下「勤務時間条例」という。)第2条第2項の規定により定められ

けていた号給に対応する給料月額と降格又は降任後に受けることとなる号給に対応する給料月額との差額に相当する額(降格又は降任を2回以上した場合にあっては、それぞれの当該差額に相当する額を合算した額)を減じた額

(3) 切替目前における休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた場合(第5号に掲げる場合を除く。) 切替日の前日に復職時調整をされたものとした場合に改正前の初任給規則第39条第1項又は平成18年改正条例付則第15項の規定による改正前の育児休業条例第6条第1項の規定の例により同日において受けこととなる給料月額に相当する額(基準日において平成21年度減額改定対象職員である者にあっては、当該給料月額に相当する額に100分の99.59を乗じて得た額とし、平成21年度減額改定対象職員以外の職員にあっては、当該給料月額に相当する額に100分の99.83を乗じて得た額とし、これらの額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

(4) [略]

ア 育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員 切替日の前日においてその者が受けている給料月額に相当する額(基準日において平成21年度減額改定対象職員である者にあっては当該給料月額に相当する額に100分の99.59を乗じて得た額、平成21年度減額改定対象職員以外の職員にあっては、当該給料月額に相当する額に100分の99.83を乗じて得た額)に、那覇市職員の勤務

たその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

イ アに掲げる職員以外の職員 切替日の前日においてその者が受けている給料月額に相当する額(基準日において減額改定対象職員である者にあっては当該給料月額に相当する額に100分の99.76を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)

(5) [略]

2 [略]

(平成18年改正条例付則第9項の規定による給料の支給)

第6条 人事交流等職員(当該人事交流等職員となった日以降に前条第1項各号に掲げる場合に該当することとなった職員を除く。)であって、その者の受ける給料月額がその者が切替日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額(市長の定める職員にあっては市長の定める額とし、当該職員以外の職員のうち、基準日において減額改定対象職員である者及び基準日の翌日以降に人事交流等職員となった職員のうち切替日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に基準日にお

時間、休日及び休暇に関する条例(昭和47年那覇市条例第73号。以下「勤務時間条例」という。)第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

イ アに掲げる職員以外の職員 切替日の前日においてその者が受けている給料月額に相当する額(基準日において平成21年度減額改定対象職員である者にあっては当該給料月額に相当する額に100分の99.59を乗じて得た額とし、平成21年度減額改定対象職員以外の職員にあっては、当該給料月額に相当する額に100分の99.83を乗じて得た額とし、これらの額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)

(5) [略]

2 [略]

(平成18年改正条例付則第9項の規定による給料の支給)

第6条 人事交流等職員(当該人事交流等職員となった日以降に前条第1項各号に掲げる場合に該当することとなった職員を除く。)であって、その者の受ける給料月額がその者が切替日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額(市長の定める職員にあっては市長の定める額とし、当該職員以外の職員のうち、基準日において平成21年度減額改定対象職員である者及び基準日の翌日以降に人事交流等職員となった職員のうち切替日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に

いて減額改定対象職員である者となることとなるものにあっては当該給料月額に相当する額に100分の99.76を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)に達しないこととなるもの(第4条第6号に掲げる職員及び切替日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に同号に該当することとなる職員を除く。)には、その差額に相当する額を平成18年改正条例付則第9項の規定による給料として支給する。

2 [略]

基準日において平成21年度減額改定対象職員である者となることとなるものにあっては当該給料月額に相当する額に100分の99.59を乗じて得た額とし、平成21年度減額改定対象職員以外の職員にあっては、当該給料月額に相当する額に100分の99.83を乗じて得た額とし、これらの額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)に達しないこととなるもの(第4条第6号に掲げる職員及び切替日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に同号に該当することとなる職員を除く。)には、その差額に相当する額(給与条例付則第13項に規定する特定職員にあっては、当該額に100分の99.8を乗じて得た額)を平成18年改正条例付則第9項の規定による給料として支給する。

2 [略]

備考

- 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

付 則

この規則は、平成22年12月1日から施行する。

告示

那覇市告示第134号

平成22年11月22日

掲示済

平成22年（2010年）11月那覇市議会臨時会に付議する事件
の追加告示について

平成22年（2010年）11月那覇市議会臨時会の付議事件に次の事件を追
加する。

那覇市長 翁長雄志

付議事件名

子宮頸がん予防ワクチン接種を全額国庫負担とすることを求める意見書

那覇市告示第135号

平成22年11月22日

掲示済

平成22年（2010年）11月那覇市議会臨時会に付議する事件
の追加告示について

平成22年（2010年）11月那覇市議会臨時会の付議事件に次の事件を追
加する。

那覇市長 翁長雄志

付議事件名

那覇市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正
する条例制定について

那覇市告示第136号
平成22年11月24日
掲示済

平成22年(2010年)12月那覇市議会定例会の招集について

平成22年(2010年)12月那覇市議会定例会を次のように招集する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 招集の日 平成22年12月1日(水)
2 招集の場所 那覇市議会議場
-

那覇市告示第139号
平成22年12月15日

那覇市非常勤職員要綱の一部を改正する要綱について

那覇市非常勤職員要綱(昭和57年5月1日市長決裁)の一部を次のように改正する。

那覇市長 翁 長 雄 志

改正前	改正後
(採用) 第5条 非常勤職員は、 <u>63歳未満</u> の者で、非常勤職員を希望するものの中から選考の上、採用するものとする。ただし、総務部長が主管部長と協議して必要と認める場合は、この限りでない。 2~4 [略] 5 前2項の規定により連續した3会計年度以上において採用された者については、当該連續した会計年度のうちの最終会計年度の翌会計年度及び翌々会計年度においては、非常勤職員として採用しないものとする。	(採用) 第5条 非常勤職員は、 <u>65歳未満</u> の者で、非常勤職員を希望するものの中から選考の上、採用するものとする。ただし、総務部長が主管部長と協議して必要と認める場合は、この限りでない。 2~4 [略] 5 連續した3会計年度以上において採用された者については、当該連續した会計年度のうちの最終会計年度の翌会計年度及び翌々会計年度においては、非常勤職員として採用しないものとする。
備考	

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。

付 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

那覇市告示第140号

平成22年12月15日

那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託競争入札参加者資格等に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託競争入札参加者資格等に関する要綱の一部を改正する要綱

那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託競争入札参加者資格等に関する要綱(昭和61年那覇市告示第31号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(入札参加者の資格)</p> <p>第2条 清掃業務及び警備業務の制限 付一般競争入札に参加することができる者は、次の条件を具備する者で、かつ、第5条第1項に規定する制限付一般競争入札参加資格者名簿(以下「名簿」という。)に登録されている者でなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 市税を完納していること。</p> <p>(3)～(12) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(登録の申請)</p> <p>第4条 次条第1項に規定する登録を受けようとする者は、制限付一般競争入札参加資格者登録申請書(第1</p>	<p>(入札参加者の資格)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>那覇市の市税を完納していること。</u></p> <p>(3)～(12) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(登録の申請)</p> <p>第4条 [略]</p>

<p>号様式。以下「申請書」という。)を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p><u>(3) 納税証明書(完納のもの)</u></p> <p><u>(4) 財務諸表(貸借対照表、損益計算書)</u></p> <p><u>(5)～(7) [略]</u></p> <p><u>(8) 業務実績表</u></p> <p><u>(9)～(14) [略]</u></p> <p>3 [略] (登録等)</p> <p>第5条 市長は、前条の規定により申請書の提出を受けたときは、書類審査又は実態調査をして、登録をすることが適当であると認めた者については、これを名簿に登録しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 市長は、前2項の規定により名簿に登録したときは、速やかに申請者に対し、資格審査結果通知書(第2号様式)を送付するものとする。</p> <p><u>4 登録は、資格審査委員会の審査を経た後でなければならない。</u></p> <p>5～6 [略] [別表第1別記]</p>	<p>2 [略]</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p><u>(3) 印鑑証明書(法人は法務局、個人は市町村で発行する証明書)</u></p> <p><u>(4) 納税証明書(那覇市税の滞納がないことを証明するもの)</u></p> <p><u>(5) 消費税の納税証明書(滞納がないことを証明するもの)</u></p> <p><u>(6) 財務諸表(直近2年分の貸借対照表、損益計算書)</u></p> <p><u>(7)～(9) [略]</u></p> <p><u>(10) 業務実績表(直近2年分の主な取引実績)</u></p> <p><u>(11)～(16) [略]</u></p> <p>3 [略] (登録等)</p> <p>第5条 市長は、前条の規定により申請書の提出を受けたときは、書類審査又は実態調査をして、登録をすることが適当であると認めた者については、<u>資格審査委員会の審査を経た後で、これを名簿に登録しなければならない。</u></p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>前項のランクの見直しは、第3条に規定する定期の入札参加資格審査時に行う。</u></p> <p>4 市長は、<u>第1項の規定により名簿に登録したときは、速やかに申請者に対し、資格審査結果通知書(第2号様式)を送付するものとする。</u></p> <p>5～6 [略] [別表第1別記]</p>
---	---

備考

- 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 3 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等又はこれらの条名等及びこれらの条名等の間にあるすべての条名等を順次示したものとする。
- 4 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。

付 則

この要綱は、平成22年12月15日から施行する。

[改正前 別記]

別表第1(第5条関係)

ランク	区分	名簿登録基準
A	1件あたりの契約予定価格による制限付一般競争入札参加資格の制限を受けない者	次の1、2いずれの条件にも該当する者 1 Bランク以上に引き続き1年以上登録された者で、清掃業務にあっては警備員数が30人以上で、かつ、業務執行が誠実になされたもの 2 次の各号のいずれかの条件に該当する者 (1) 資本金500万円以上であること。 (2) 年間契約実績が5,000万円以上であること。 (3) 過去の業務実績から勘案して、Aランク業務を確実に行い得ると判断される者
B	1件当たりの契約予定価格が1,000万円未満の制限付一般競争入札に参加する資格がある者	次の1、2いずれの条件にも該当する者 1 Cランク以上に引き続き1年以上登録された者で、清掃業務にあっては清掃員数、警備業務にあっては警備員数が15人以上で、かつ、業務執行が誠実になされたもの 2 次の各号のいずれかの条件に該当する者 (1) 資本金500万円以上であること。 (2) 年間契約実績が3,000万円以上であること。 (3) 過去の業務実績から勘案して、Bランク業務を確実に行い得ると判断される者
C	1件当たりの契約予定価格が500万円未満の制限付一般競争入札に参加する資格がある者	清掃業務にあっては清掃員数、警備業務にあっては警備員数が5人以上であること。

[改正後 別記]

別表第1(第5条関係)

ランク	区分	名簿登録基準
A	1件あたりの契約予定価格による制限付一般競争入札参加資格の制限を受けない者	<p>次の1及び2いずれの条件にも該当する者</p> <p>1 Bランク以上に登録された者で、清掃業務にあっては清掃員数、警備業務にあっては警備員数が30人以上で、かつ、業務執行が誠実になされたもの</p> <p>2 次の各号のいずれかの条件に該当する者</p> <p>(1) 資本金500万円以上であること。</p> <p>(2) 年間契約実績額が5,000万円以上であること。 ただし、長期継続契約の案件が実績に入っている場合は、年間相当分を実績とする。</p> <p>(3) 過去の業務実績から勘案して、Aランク業務を確実に行い得ると判断される者</p>
B	1件当たりの契約予定価格が1,000万円未満の制限付一般競争入札に参加する資格がある者 <u>ただし、長期継続契約の案件においては、契約予定価格の年度相当額が1,000万円未満の制限付一般競争入札に参加する資格がある者とする。</u>	<p>次の1及び2いずれの条件にも該当する者</p> <p>1 Cランク以上に登録された者で、清掃業務にあっては清掃員数、警備業務にあっては警備員数が15人以上で、かつ、業務執行が誠実になされたもの</p> <p>2 次の各号のいずれかの条件に該当する者</p> <p>(1) 資本金500万円以上であること。</p> <p>(2) 年間契約実績額が3,000万円以上であること。 ただし、長期継続契約の案件が実績に入っている場合は、年間相当分を実績とする。</p> <p>(3) 過去の業務実績から勘案して、Bランク業務を確実に行い得ると判断される者</p>
C	1件当たりの契約予定価格が500万円未満の制限付一般競争入札に参加する資格がある者 <u>ただし、長期継続契約の案件においては、契約予定価格の年度相当額が500万円未満の制限付一般競争入札に参加する資格がある者とする。</u>	清掃業務にあっては清掃員数、警備業務にあっては警備員数が5人以上であること。

那霸市告示第141号
平成22年12月15日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第1項及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条の2第1項の規定により、平成22年4月1日から平成22年9月30日までの期間における財政状況及び公営企業の業務状況を次のとおり公表する。

那霸市長 翁 長 雄 志

平成22年度上半期那霸市の財政（平成22年9月30日現在）

1 一般会計・特別会計 帳入及び帳出の状況 (単位：千円)

区分	予算現額	帳入		帳出	
		収入済額	収入率	支出済額	執行率
(1) 一般会計	132,247,230	58,376,002	44.1%	54,132,037	40.9%
(2) 特別会計	65,922,355	18,947,504	28.7%	27,084,748	41.1%
内訳	地区画整理事業	2,604,721	342,361	13.1%	858,859
	国民健康保険事業	41,609,819	11,009,735	26.5%	17,932,073
	老人保健	246,172	40,911	16.6%	30,562
	市街地再開発事業	1,919,431	8,317	0.4%	19,668
	介護保険事業	17,065,630	6,714,646	39.3%	7,285,613
	後期高齢者医療	2,421,412	807,679	33.4%	934,118
	病院事業債管理	55,170	23,855	43.2%	23,855
合計 (1) + (2)	198,169,585	77,323,506	39.0%	81,216,785	41.0%

2 一般会計帳入及び帳出の状況

帳 入 (単位：千円)

予算科目	予算現額	収入済額	収入率
市税	38,243,785	22,465,042	58.7%
地方譲与税	717,495	281,695	39.3%
地方交付税	11,750,624	8,419,210	71.6%
分担金及び負担金	2,158,385	1,008,002	46.7%
使用料及び手数料	2,732,098	1,302,547	47.7%
国庫支出金	34,857,608	12,038,694	34.5%
県支出金	8,469,501	2,201,808	26.0%
繰入金	3,291,754	852,338	25.9%
繰越金	2,903,914	3,576,409	123.2%
諸収入	4,132,342	3,159,661	76.5%
市債	18,088,406	70,300	0.4%
その他	4,901,318	3,000,296	61.2%
合計	132,247,230	58,376,002	44.1%

歳出

(単位:千円)

予算科目	予算現額	支出済額	執行率
議会費	702,269	339,229	48.3%
総務費	15,453,879	7,795,276	50.4%
民生費	50,840,483	20,468,051	40.3%
衛生費	8,473,925	3,343,947	39.5%
労働費	324,417	115,088	35.5%
農林水産業費	86,976	35,146	40.4%
商工費	1,145,142	525,409	45.9%
土木費	22,894,655	6,733,098	29.4%
消防費	2,698,845	1,253,952	46.5%
教育費	17,237,964	7,293,060	42.3%
災害復旧費	4	0	0.0%
公債費	12,305,827	6,174,534	50.2%
その他	82,844	55,247	66.7%
合計	132,247,230	54,132,037	40.9%

3 市の財産

①土地（道路、公園など）	2,796,950	m ²
②建物（学校、図書館など）	957,988	m ²
③基金（特定の目的のための資金の積立など）	14,323,007	千円
④有価証券（株券）	3,624,722	千円

4 一時借入金の現在額

2,679,000 千円

5 市債残高

(単位:千円)

借入先	一般会計	市街地再開発事業特別会計	合計
財政融資資金	64,984,280	1,150,300	66,134,580
簡易生命保険資金	21,013,775	0	22,556,618
郵便貯金資金	1,542,843	0	1,542,843
地方公共団体金融機関	7,611,254	0	7,611,254
国の予算貸付等	232,100	149,000	381,100
市中銀行	19,611,436	0	19,611,436
その他の金融機関	917,778	0	917,778
共済等	6,431,085	338,088	6,769,173
その他	189,440	0	189,440
合計	122,533,991	1,637,388	124,171,379

* その他は沖縄県貸付資金（市町村振興資金貸付基金及び交通方法変更記念特別事業貸付基金）である。

6 市民1人当たり行政経費及び市税負担額（一般会計）

平成22年9月30日現在人口 318,108人（外国人登録人口を含む）

市民1人当たり行政経費 415,730円

市民1人当たり市税負担額 120,223円

(単位：円)

1人当たり行政経費	415,730
議会費	2,208
総務費	48,581
民生費	159,821
衛生費	26,639
労働費	1,020
農林水産業費	273
商工費	3,600
土木費	71,971
消防費	8,484
教育費	54,189
災害復旧費	0
公債費	38,684
その他	260

7 平成22年度 平成22年度予算総括表

会計別	平成22年度 当初予算	平成21年度 当初予算	増減額	平成22年度 対前年度 増減率	平成21年度 対前年度 増減率
(1)一般会計	123,962,000	114,354,000	9,608,000	8.4%	0.0%
(2)特別会計	62,692,163	59,538,961	3,153,202	5.3%	△3.3%
内訳	土地区画 整理事業	1,979,246	2,074,069	△94,823	△4.6% △31.2%
	国民健康 保険事業	39,569,820	37,773,138	1,796,682	4.8% 5.8%
	老人保健	246,172	324,725	△78,553	△24.2% △85.7%
	市街地 再開発事業	1,536,611	1,272,601	264,010	20.7% △60.3%
	介護保険事業	16,883,732	15,787,081	1,096,651	6.9% 5.3%
	後期高齢者医療	2,421,412	2,306,033	115,379	5.0% △4.9%
	病院事業債管理	55,170	1,314	53,856	4098.6% 皆増
	合計(1)+(2)	186,654,163	173,892,961	12,761,202	7.3% △1.1%

那覇市上下水道局業務の状況（水道事業）

1 事業概要

主要統計

平成22年9月30日現在

項目	単位	実績
給水人口	人	315,531
給水戸数	戸	148,989
給水栓数	栓	94,690
総配水量	m ³	16,221,200
一日平均配水量	m ³	106,021
一日最大配水量	m ³	113,580
有収水量	m ³	15,992,995
有収率	%	98.59

水道料金調定・収納状況

平成22年9月30日現在
(税込)

予算額(円)	調定額(円)	収納額(円)	収納率(%)	未納額(円)
7,892,213,000	3,738,300,018	2,537,068,050	67.87	1,201,231,968

2 計理の状況

予算の執行状況

(1) 収益的収入及び支出

収入

(単位:円)

	区分		予算額	執行額	執行率	備考
第1款		水道事業収益	8,430,187,000	3,980,227,177	47.21%	
	第1項	営業収益	8,230,531,000	3,888,417,083	47.24%	
	第2項	営業外収益	159,658,000	51,411,925	32.20%	
	第3項	特別利益	39,998,000	40,398,169	101.00%	

支出

(単位:円)

	区分		予算額	執行額	執行率	備考
第1款		水道事業費用	7,708,733,000	3,061,126,100	39.71%	
	第1項	営業費用	7,408,692,000	2,967,822,220	40.06%	
	第2項	営業外費用	265,965,000	88,657,258	33.33%	
	第3項	特別損失	14,076,000	4,646,622	33.01%	
	第4項	予備費	20,000,000	0	0.00%	

(2) 資本的収入及び支出

収入

(単位:円)

	区分		予算額	執行額	執行率	備考
第1款		資本的収入	295,466,000	98,002,269	33.17%	
	第1項	補助金	260,000,000	83,000,000	31.92%	
	第2項	出資金	8,232,000	0	0.00%	
	第3項	固定資産売却代金	15,001,000	15,002,269	100.01%	
	第4項	その他資本収入	1,000	0	0.00%	
	第5項	他会計貸付金償還金	12,232,000	0	0.00%	

支出

(単位:円)

	区分		予算額	執行額	執行率	備考
第1款		資本的支出	1,478,056,000	297,995,265	20.16%	
	第1項	建設改良費	1,119,120,000	109,368,986	9.77%	
	第2項	企業債償還金	353,935,000	188,626,279	53.29%	
	第3項	その他資本的支出	1,000	0	0.00%	
	第4項	予備費	5,000,000	0	0.00%	

平成22年度損益計算書(上半期)

(平成22年4月1日から平成22年9月30日まで)

(単位:円)

1 営業収益

(1) 給水収益	3,550,592,961
(2) その他営業収益	<u>147,583,014</u>

3,708,175,975

2 営業費用

(1) 配水費	1,847,028,256
(2) 給水費	111,098,631
(3) 漏水防止費	20,667,812
(4) 業務費	152,712,138
(5) 総係費	221,088,119
(6) 減価償却費	520,160,000
(7) 資産減耗費	<u>3,295,000</u>

2,876,049,956

営業利益

832,126,019

3 営業外収益

(1) 受取利息	6,770,709
(2) 補償金	2,979,000
(3) 土地物件収益	32,986,055
(4) 他会計負担金	3,065,000
(5) 雜収益	<u>4,171,485</u>

49,972,249

4 営業外費用

(1) 支払利息	88,657,258
経常利益	<u>△ 38,685,009</u>

793,441,010

5 特別利益

(1) 固定資産売却益	39,997,731
(2) 過年度損益修正損	<u>381,379</u>

40,379,110

6 特別損失

(1) 固定資産売却損	3,321,697
(2) 過年度損益修正損	<u>1,267,332</u>
上半期純利益	<u>4,589,029</u>
前年度繰越利益剰余金	<u>35,790,081</u>
上半期末処分利益剰余金	829,231,091

742,345,3451,571,576,436

平成22年度貸借対照表（上半期）
 (平成22年9月30日)

(単位：円)

資産の部

1 固定資産

(1) 有形固定資産

イ 土 地	1,070,849,302
ロ 建 物	2,244,843,504
減価償却累計額	<u>499,299,304</u>
ハ 構 築 物	35,414,141,884
減価償却累計額	<u>13,043,659,700</u>
二 機 械 及 び 装 置	22,370,482,184
減価償却累計額	<u>867,314,301</u>
ホ 車両運搬具	1,491,642,197
減価償却累計額	<u>22,817,278</u>
ヘ 工具器具及び備品	6,267,237
減価償却累計額	<u>288,319,504</u>
ト 建設仮勘定	<u>150,533,977</u>
有形固定資産合計	<u>166,507,828</u>
	27,001,826,925

(2) 無形固定資産

イ 電話加入権	<u>913,300</u>
無形固定資産合計	913,300

(3) 投資

イ 長期貸付金	85,628,200
ロ その他の投資	<u>2,405,000</u>
投資合計	<u>88,033,200</u>
固定資産合計	27,090,773,425

2 流動資産

(1) 現金預金	5,181,411,987
(2) 未収金	1,306,210,525
(3) 貯蔵品	45,101,614
(4) 前払金	389,066,765
(5) その他流動資産	<u>95,009,626</u>
流動資産合計	<u>7,016,800,517</u>
資産合計	<u>34,107,573,942</u>

負債の部

3 固定負債

(1) 引当金

イ 退職給与引当	194,142,093
ロ 修繕引当金	<u>802,110,335</u>
固定負債合計	996,252,428

4 流動負債

(1) 未 払 金

9,384,929

40,000

106,224,737

182,048,414297,698,080

1,293,950,508

負債合計

資本の部

5 資本金

8,653,233,324

(2) 借入資本金

4,731,069,0514,731,069,051

13,384,302,375

資本金合計

6 余剰金

(1) 資本金剩余金

593,111,428

14,801,354,552

70,000,000

1,804,535,921

166,663,131

17,435,665,032

(2) 利益剰余金

422,079,591

1,571,576,4361,993,656,02719,429,321,05932,813,623,43434,107,573,942

3 企業債及び一時借入金の残高

企業債

単位：円

借入金	前年度末残高	上半期借入高	上半期償還高	上半期末残高
財政融資資金	3,104,297,947	0	112,004,189	2,992,293,758
地方公共団体 金融機構	1,815,397,383	0	76,622,090	1,738,775,293
計	4,919,695,330	0	188,626,279	4,731,069,051

一時借入金

なし

那覇市上下水道局業務の状況（下水道事業）

1 事業の概要

主要統計

平成22年9月30日現在

項目	単位	実績
使用戸数	人	135,807
検針栓数	栓	85,335
総排水量	m ³	16,274,437
有収水量	m ³	16,274,404
有収率	%	100.00%

下水道料金使用料・収納状況

平成22年9月30日現在

(税込)

予算額(円)	調定額(円)	収納額(円)	収納率(%)	未納額(円)
3,406,700,000	1,621,860,101	1,041,717,975	64.23	580,142,126

2 計理の状況

予算の執行状況

(1) 収益的収入及び支出

収入

(単位：円)

	区分		予算額	執行額	執行率	備考
第1款		下水道事業 収益	3,904,048,000	1,807,689,259	46.30%	
	第1項	営業収益	3,412,920,000	1,621,967,401	47.52%	
	第2項	営業外収益	491,127,000	184,750,528	37.62%	
	第3項	特別利益	1,000	971,330	97.133.00%	

支出

(単位:円)

	区分		予算額	執行額	執行率	備考
第1款		下水道事業費用	3,877,239,000	1,459,344,290	37.64%	
	第1項	営業費用	3,225,917,000	1,177,411,635	36.50%	
	第2項	営業外費用	625,685,000	281,092,557	44.93%	
	第3項	特別損失	6,278,000	840,098	13.38%	
	第4項	予備費	19,359,000	0	0.00%	

(2) 資本的収入及び支出

収入

(単位:円)

	区分		予算額	執行額	執行率	備考
第1款		資本的収入	1,864,192,256	264,745,799	14.20%	
	第1項	企業債	532,900,000	0	0.00%	
	第2項	補助金	578,789,256	0	0.00%	
	第3項	出資金	749,921,000	263,094,699	35.08%	
	第4項	その他 資本収入	2,582,000	1,651,100	63.95%	

支出

(単位:円)

	区分		予算額	執行額	執行率	備考
第1款		資本的収入	2,563,612,260	779,570,431	30.41%	
	第1項	建設改良費	1,415,902,260	218,582,899	15.44%	
	第2項	企業債償還金	1,125,477,000	558,583,532	49.63%	
	第3項	他会計借入金 償還金	12,233,000	0	0.00%	
	第4項	投資	5,000,000	2,797,000	55.94%	
	第5項	予備費	5,000,000	0	0.00%	

平成22年度損益計算書(上半期)

(平成22年4月1日から平成22年9月30日まで)

(単位:円)

1 営業収益

- (1) 下水道使用料 1,552,514,560
 (2) その他営業収益 107,300 1,552,621,860

2 営業費用

- (1) 管渠費 53,929,403
 (2) ポンプ場費 15,768,964
 (3) 排水設備費 40,513,189
 (4) 業務費 639,763,218
 (5) 総係費 67,831,189
 (6) 減価償却費 328,615,000
 (7) 資産減耗費 0 1,146,420,963

3 営業外収益

- (1) 受取利息 1,003,514
 (2) 他会計補助金 165,307,301
 (3) 他会計負担金 1,418,000
 (4) 雜収益 16,246,873 183,975,688

4 営業外費用

- (1) 支払利息 281,092,557 281,092,557 \triangle 97,116,869
 経常利益 309,084,028

5 特別利益

- (1) 過年度損益修正益 925,080 925,080

6 特別損失

- (1) 過年度損益修正損 800,096 800,096 124,984
 上半期純利益 309,209,012
 前年度繰越利益剰余金 130,119,206
 上半期末処分利益剰余金 439,328,218

平成22年度貸借対照表（上半期）
 (平成22年9月30日)

(単位：円)

資産の部

1 固定資産

(1) 有形固定資産		
イ 土 地	310,943,638	
ロ 建 物	113,430,973	
減価償却累計額	<u>8,778,502</u>	104,652,471
ハ 構 築 物	36,521,928,661	
減価償却累計額	<u>2,163,349,969</u>	34,358,578,692
ニ 機 械 及 び 装 置	471,035,943	
減価償却累計額	<u>63,815,442</u>	407,220,501
ホ 車両運搬具	2,978,794	
減価償却累計額	<u>1,811,251</u>	1,167,543
ヘ 工具、器具及び備品	40,724,702	
減価償却累計額	<u>21,521,426</u>	19,203,276
ト 建設仮勘定		<u>713,292,981</u>
有形固定資産合計		35,915,059,102
(2) 無形固定資産		
イ 施設利用権		<u>4,767,887,147</u>
無形固定資産合計		4,767,887,147
(3) 投資		
イ 長期貸付金	9,516,144	
ロ その他の投資		<u>4,147,000</u>
投資合計		<u>13,663,144</u>
固定資産合計		40,696,609,393
2 流動資産		
(1) 現金預金	890,178,216	
(2) 未収金	604,222,980	
(3) 前払金	105,789,897	
(4) その他の流動資産		<u>37,798,941</u>
流動資産合計		<u>1,637,990,034</u>
資産合計		<u>42,334,599,427</u>

負債の部

(単位:円)

3 固定負債

(1) 引 当 金	
イ 退職給与引当金	117,091,431
ロ 修繕引当金	<u>232,302,902</u>
固定負債合計	349,394,333

4 流動負債

(1) 未 払 金	67,530,753
(2) 預 り 金	13,802,304
(3) その他の流動負債	<u>70,166,631</u>
流動負債合計	<u>151,499,688</u>
負債合計	500,894,021

資本の部

5 資本金

(1) 自 己 資 本 金	6,394,245,624
(2) 借 入 資 本 金	
イ 企 業 債	12,903,230,901
ロ 他 会 計 借 入 金	<u>85,628,200</u>
借入資本金合計	<u>12,988,859,101</u>
資本金合計	19,383,104,725

6 剰余金

(1) 資 本 剰 余 金	
イ 受贈財産評価額	262,107,537
ロ 国庫(県)補助金	<u>21,749,164,926</u>
資本剰余金合計	22,011,272,463
(2) 利 益 剰 余 金	
イ 減債積立金	0
ロ 上半期末処分利益剰余金	<u>439,328,218</u>
利益剰余金合計	<u>439,328,218</u>
剰余金合計	22,450,600,681
資本合計	<u>41,833,705,406</u>
負債・資本合計	<u>42,334,599,427</u>

3 企業債、その他借入金及び一時借入金の残高

企業債

単位：円

借入金	前年度未残高	上半期 借入高	上半期償還高	上半期末残高
財政融資資金	6,491,744,750	0	156,600,618	6,335,144,132
地方公共団体 金融機構	7,630,025,232	0	196,611,345	7,433,413,887
郵貯・簡保管理機構	4,367,298,527	0	111,309,536	4,255,988,991
琉球銀行	1,203,776,000	0	31,732,000	1,172,044,000
沖縄銀行	177,114,000	0	37,072,000	140,042,000
沖縄海邦銀行	32,000,000	0	16,000,000	16,000,000
沖縄県農業共同組合	4,600,000	0	2,300,000	2,300,000
計	19,906,558,509	0	551,625,499	19,354,933,010

その他借入金

単位：円

借入先	前年度未残高	上半期借入高	上半期償還高	上半期末残高
都市再生機構	192,913,950	0	6,958,033	185,955,917
那覇市水道事業会計	85,628,200	0	0	85,628,200
計	278,542,150	0	6,958,033	271,584,117

一時借入金

なし

公 告

那覇市公告第220号

平成22年11月24日

掲 示 済

住民票の職権削除の公示について

住民票の職権削除の通知を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第4項の規定により公示する。

※ ただし、職権削除対象者名は省略する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市公告第228号
平成22年12月2日
掲示済

宅地（保留地）の一般公開抽選処分について

宅地（保留地）を一般公開抽選により処分するので、那覇広域都市計画事業土地区画整理事業の保留地処分に関する規則（昭和57年那覇市規則第10号）第2条の規定に基づき、次の事項を公告します。

那覇広域都市計画事業
真嘉比古島第二土地区画整理事業
施工者 那覇市
代表者 那覇市長 翁長雄志

1 宅地の位置、地債及び処分価格

真嘉比古島第二地区

(1) 102街区12画地

面積 94.54m² (28.6坪) 価格 ¥14,086,000円

2 資格

次の各号のいずれかに該当する者は、抽選に参加することができません。

- (1) 未成年者、成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者。
(2) 保留地の抽選日において、本市内に居住する期間が3ヶ月未満の者。ただし、当該土地区画整理事業に係る権利者を除く。
(3) 過去10年間に保留地を買い受けた者。

那覇市公告第232号
平成22年12月15日

那覇市物品購入等入札参加資格審査申請について

平成23年度及び平成24年度において、那覇市が行う物品の購入（一部リストを含む）及び製造請負並びに不用品売却に係る入札参加資格審査申請の受付を次のとおり行います。

那覇市長 翁長雄志

1 申請条件

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められた者にあっては、本市の入札に参加させない期間が経過していること。また平成22年度中に入札に参加させない期間が経過すること。

- (3) 営業に関し法令上資格等を必要とする場合にあってはそれらの資格等を有していること。
- (4) 入札に参加しようとする年の1月1日において引き続き2年以上同種の営業を営んでおり、かつ、現在も引き続き営業していること。
- (5) 市町村税及び消費税を滞納していないこと。

2 申請書類（本市様式）及び記入要領の配布・受付

- (1) 配布期間 平成23年1月6日（木）から
- (2) 受付期間 平成23年1月12日（水）～1月27日（木）
- (3) 受付時間 平日9:00～16:00（12:00～13:00を除く）
- (4) 場所 総務部管財課（銘苅庁舎2階）

※申請書類は、那覇市のホームページからもダウンロードできます。

3 問合せ先

那覇市総務部管財課 物品・車両グループ 電話番号 直通 862-9904

那覇市公告第233号

平成22年12月15日

平成23年度及び平成24年度那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託制限付一般競争入札参加資格者登録申請受付について

平成23年度及び平成24年度の那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託制限付一般競争入札参加資格者登録審査にかかる申請受付を次のとおり行います。

那覇市長 翁 長 雄 志

1 入札参加資格者要件

- (1) 営業実績が2年以上あること。
- (2) 那覇市の市税を完納していること。
- (3) 県内に本店があり、かつ、本店、支店及び営業所のいずれかを本市に有すること。
- (4) 労災保険、雇用保険、厚生年金及び健康保険制度があること。
- (5) 賃金不払い等、社会的不正行為がないこと。
- (6) 業務執行において不誠実な行為がないこと。
- (7) 経営及び信用の状況が良好であること。
- (8) 清掃員又は警備員の制服制度があること。
- (9) 正規従業員数（清掃業務にあっては清掃員数、警備業務にあたっては警備員数）が5名以上であること。
- (10) 清掃業務にあっては、建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条第2項に定める県知事登録業者であること。
- (11) 警備業務にあっては、警備業法第4条に定める公安委員会認定業者であること。

2 受付期間

平成23年1月11日（火）～同年1月24日（月）

- 午前9時～午後5時（正午～午後1時を除く）
- 3 申請書類の配布期間
平成23年1月4日（火）から
- 4 受付及び申請書類の配布場所
受付：那覇市総務部 管財課（電話862-9904）
配布場所：総務部管財課（那覇市役所銘苅庁舎2階）
那覇市のホームページ（<http://www.city.naha.okinawa.jp>）から
もダウンロードできます。
-

那覇市公告第234号

平成22年12月15日

**平成23・24年度那覇市発注建設工事等の競争入札参加資格審査
申請の受付について**

平成23・24年度那覇市発注建設工事等の競争入札参加資格審査申請の受付
を次のとおり行います。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 入札参加資格
(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められた者にあっては、その事実があった後2年を経過していること。
(3) 建設工事については、建設業法第3条に規定する建設業の許可を受けている者であること。また、建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けている者であること。
- 2 申請書（本市様式）及び提出要領の配布期間
平成22年12月15日（水）～平成23年1月17日（月）
- 3 受付期間
平成23年1月4日（火）～平成23年1月31日（月）
午前9時～午前11時30分、午後1時～午後4時30分
(ただし土曜日、日曜日、祝祭日を除く。)
- 4 配布場所及び受付場所
都市計画部契約検査室（那覇市銘苅庁舎5階）
※受付は全て持参の上面談審査になります。
(郵送による受付はいたしません。)
- 5 提出書類
競争入札参加資格審査申請書の提出要領による。
- 6 問い合わせ先
都市計画部契約検査室契約G
電話番号 直通 098-951-3253

選挙管理委員会告示

那覇市選挙管理委員会告示第43号
平成22年12月2日
掲示済

直接請求に要する選挙権を有する者の数について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第4条第1項及び第4条の2第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数は、それぞれ次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会
委員長 亀島 賢優

- | | |
|-----------------------|---------|
| 1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 | 4,948人 |
| 2 選挙権を有する者の総数の3分の1の数 | 82,465人 |
| 3 選挙権を有する者の総数の6分の1の数 | 41,233人 |

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第28号
平成22年12月2日
掲示済

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第10条第1号の規程に基づき、別紙のとおり告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 宮里千里

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者名簿追加

登録番号	事業者	事業所の所在地	代表者	指定年月日
391	株式会社 トップライン	沖縄市胡屋 3丁目37番地20	具志堅 晃	平成22年 12月1日

那覇市上下水道局告示第29号
平成22年12月2日
掲示済

那覇市排水設備指定工事店の新規指定について

那覇市下水道条例第11条の規定に基づき、次のとおり新規指定があったので告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 宮里千里

新規指定

指定（登録）番号 第435号
 指定工事店名 株式会社 大謝名商事
 営業所所在地 宜野湾市真栄原2丁目9番9号
 代表者名 與那覇 政彦
 有効期間 自 平成22年12月1日
 至 平成27年3月31日

指定（登録）番号 第436号
 指定工事店名 株式会社 トップライン
 営業所所在地 沖縄市胡屋3丁目37番20号
 代表者名 具志堅 晃
 有効期間 自 平成22年12月2日
 至 平成27年3月31日

那覇市上下水道局告示第30号
平成22年12月2日
掲示済

那覇市排水設備指定工事店の新規指定について

那覇市下水道条例第11条の規定に基づき、次のとおり新規指定があったので告示する。

那霸市上下水道事業管理者
上下水道局長 宮里千里

新規指定

指定（登録）番号 第433号
指定工事店名 株式会社 青南化工
営業所所在地 豊見城市字高安392番地
代表者名 島袋 強
有効期間 自 平成22年11月18日
至 平成27年3月31日

指定（登録）番号 第434号
指定工事店名 株式会社 囂南冷熱
営業所所在地 那霸市与儀2丁目19番10号
代表者名 上江洲 宗信
有効期間 自 平成22年11月26日
至 平成27年3月31日

那霸市上下水道局告示第31号
平成22年12月2日
掲示済

那霸市排水設備指定工事店の異動について

那霸市下水道条例第16条第2項の規定に基づき、次のとおり異動があるので告示する。

那霸市上下水道事業管理者
上下水道局長 宮里千里

指定（登録）番号 第343号
指定工事店名 有限会社 大川電工
営業所所在地 うるま市石川曙3丁目1番33号
代表者 大宜見 正
指定の有効期間 平成19年4月1日
平成24年3月31日
異動年月日 平成22年11月30日
異動事由 代表者の変更

上下水道局公告

那覇市上下水道局公告第55号
平成22年12月15日

平成23・24年度那覇市上下水道局発注水道施設工事等の競争入札参加資格取得申請の受付について

平成23・24年度那覇市上下水道局発注水道施設工事等の競争入札参加資格取得申請の受付を次のとおり行います。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 宮里千里

1 対象業種

- (1) 水道施設工事
- (2) 水道材料購入
- (3) 漏水調査業務

なお、(1)～(3)の対象業種に係る要件の詳細及び入札参加資格については、那覇市上下水道局入札参加資格取得申請要領に定める。

2 申請書類等(本局様式)及び申請要領の配布期間

平成22年12月15日(水)～平成23年1月17日(月)

那覇市上下水道局ホームページからもダウンロードできます。

那覇市上下水道局ホームページ→[契約情報](#)→6 入札参加資格取得申請について

3 受付期間

平成23年1月4日(火)～平成23年1月31日(月)

午前9時～午前11時30分、午後1時～午後4時30分

(ただし土曜日、日曜日、祝日を除く)

4 配布場所及び受付場所

那覇市上下水道局 上下水道部 契約検査課 契約検査係

(那覇市上下水道局3階)

※受付は全て持参の上面談審査になります。

(郵送による受付はいたしません。)

5 申請書類

那覇市上下水道局入札参加資格取得申請要領による。

6 問い合わせ先

那覇市上下水道局 上下水道部 契約検査課 契約検査係

電話番号 098-941-7809 (内線341)